

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 特別市シンポジウムの開催

「特別市」の必要性や、実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にも指定都市市長会と共催でシンポジウムの開催を調整しています。詳細は、改めてご案内します。

(1) 日程等

日時：令和7年12月14日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：鶴見公会堂（鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

12月10日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・ 今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼 FAX 申込書を送付いたします。
- ・ 横浜の未来の選択肢である「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

4 出前説明会のご案内

市職員がお伺いして、「特別市」の内容について直接ご説明する出前説明会を実施しています。自治会・町内会をはじめ、少人数のグループでも構いません。お気軽にお問い合わせください。

5 特別市の法制化に関する最近の動向

(1) 国における議論

昨年 12 月、総務省が「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、特別市等の議論を行い、6 月に報告書が取りまとめられました。

(2) 県内三政令市で連携した取組状況

8 月 26 日、「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、「次期地方制度調査会における『特別市』の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」を取りまとめました。



(3) 指定都市を応援する国会議員の会の決議

6 月 19 日、政令指定都市に関係する約 200 名の超党派国会議員で組織される「指定都市を応援する国会議員の会」（会長：逢沢一郎衆議院議員）が、「我が国を取り巻く環境変化や将来を見据え、次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を求める決議を行い、9 月 4 日、会長が内閣総理大臣、総務大臣に決議文を提出しました。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・渡邊・鈴木
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

E メール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

2025
(令和7年)

12/14(日)「特別市」

13:30~15:30 (開場 13:00)

会場 鶴見公会堂 (鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階)
JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分
京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分 (改札出て西口へ)

定員 300名 **参加費無料** (事前申込制)

第1部 基調講演

辻 琢也さん
一橋大学教授



山中 竹春
横浜市長



辻 琢也さん
一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

登壇者 山中 竹春 横浜市長
紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰
辻 琢也さん 一橋大学教授
司 会 佐藤 美樹さん フリーアナウンサー



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰

横浜の未来を用意する

「特別市」の早期法制化へ

シンポジウム

参加申込みは
こちら



— 主催 —
横浜市



お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

「特別市」シンポジウム 横浜の未来を用意する -「特別市」の早期法制化へ

「特別市」 とは

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。

登壇者プロフィール



山中 竹春
横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部経済学科卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(NIH/NIEHS)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長、同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰

1980年、慶応義塾大学在学中にNHK連続テレビ小説「虹を織る」のヒロイン役で人気を博す。俳優として活躍する傍ら、国連開発計画(UNDP)親善大使としても27年に渡り活動した。2010年秋から「紺野美沙子の朗読座」を主宰。NHKエフエム「音楽遊覧飛行」案内役を担当。元祖スー女としても知られ横綱審議委員である。



辻 琢也さん
一橋大学教授

東京大学大学院博士(学術)
専門分野：行政学・地方自治論
主な役職：内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切: 12月10日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は**12月3日(水)**までにお申込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は**12月11日(木)**までに連絡します。

WEB
から

申込みフォーム →

FAX
から

045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上
ご送信ください。



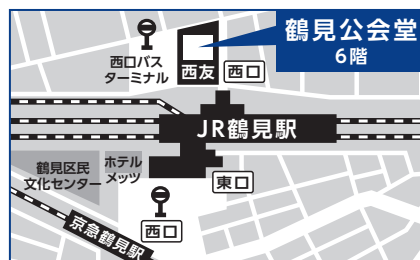
アクセス

鶴見公会堂

(鶴見区豊岡町2-1
フーガ1 6階)

※シンポジウムに関しまして、
会場へのお問い合わせは
ご遠慮ください。
※ご来館の際には、できるだけ
電車・バスなど公共交通
機関をご利用ください。

JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分
京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分
(改札出て西口へ)



FAX 申込用記入欄

フリガナ

氏 名

年 代

居住地

アンケート

ご希望の方のみ

電 話 番 号

メールアドレス

☐ 19歳以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代以上

☐ 横浜市内()区 ☐ 神奈川県内 ☐ 神奈川県外

①「特別市」について、知っていますか?

☐ 名称も内容もよく知っている ☐ 名称は知っているが、内容は知らない ☐ 名称も内容も知らない

②「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。

☐ 車いす席 ☐ 手話通訳 ☐ 筆記通訳 ※手話・筆記通訳をご希望の方は**12月3日(水)**まで

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前シンポジウム開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前イベントの一環として、シンポジウムを開催します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 シンポジウム概要

(1) 日時：11月19日（水）18時から（17時半 開場予定）※参加費無料

(2) 会場：関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

（最寄駅：JR 京浜東北線・横浜市営地下鉄関内駅 徒歩約2分）

(3) 内容

ア テーマ：ユース世代と考える 地球と共に生きる身近なアクション

イ 登壇者

（ア）開会挨拶

（イ）GREEN×EXPO 2027 の説明：GREEN×EXPO 協会担当者

（ウ）基調講演：佐座 槇苗 氏（一般社団法人 SWiTC 代表理事）

（エ）特別コンテンツ：ジョイマン（吉本興業）

（オ）パネルディスカッション：佐座氏、市内大学生等

4 申込方法

10月22日（水）から専用WEBページによりお申し込みいただけます。先着500名。

※専用ページについては別途本市HPでご案内いたします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

開催500日前シンポジウム



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウنگトウング

©Expo 2027

ユース世代と考える 地球と共に生きる 身近なアクション



基調講演・パネリスト

佐座 槇苗

一般社団法人SWITCH 代表理事
サステナビリティ・アドバイザー



特別コンテンツ

ジョイマン

吉本興業所属のお笑いコンビ。
高木 晋哉(左)、池谷 和志(右)

先着**500名**
参加費無料
事前申込

日時 2025年(令和7年)11月19日(水) 18:00-19:45(17:30開場)

会場 関東学院大学 テンネー記念ホール

横浜市中区万代町1-1-1(JR京浜東北/根岸線/横浜市営地下鉄ブルーライン「関内」駅から徒歩2分)

プログラム 司会: 篠原 光 氏(元日テレアナウンサー)

開会挨拶、GREEN×EXPO 2027の紹介、基調講演、特別コンテンツ、パネルディスカッション

パネリストとして市内大学生も参加!

応募方法

① WEBで申し込み



二次元コードを読み取り、
専用サイトから
お申し込みください。

② メールで申し込み

ge500-sympo-entry@ge500symposium.city.yokohama.lg.jp

件名に「11月19日シンポジウム申込」とご記入のうえ、
氏名、フリガナ、電話番号、メールアドレス、年齢、居住地、
手話通訳の有無を明記してご送信ください。

③ FAXで申し込み

045-565-5075

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、年齢、
居住地、手話通訳の有無、
「11月19日シンポジウム申込」とご記入のうえ、送信ください。

主催: 横浜市

共催: GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

お問い合わせ: GREEN×EXPO 2027シンポジウム事務局

☎ 045-565-5079 10:00-17:00(土日祝を除く)

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市新谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)~2027年9月26日(日)
博覧会種別: A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)

身寄りのない高齢者等への支援について【情報提供】

1 説明の趣旨

身寄りのない高齢者等の支援に向け、情報登録事業及び相談窓口を開始するとともに、リーフレットを作成します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 情報登録事業

(1) 事業の概要

「緊急連絡先」や「エンディングノートの保管場所」などの情報を、事前に市に登録できる「情報登録事業」を今秋から開始します。

お預かりした情報は、いざという時にご本人の意思の反映につながるよう、警察、消防、医療機関にお伝えします。

(2) 対象となる方

市内在住の 65 歳以上の方

(3) 登録項目

- ①かかりつけ医療機関（2 か所まで） ②エンディングノート・もしも手帳の有無、保管場所
- ③本籍地・筆頭者 ④緊急連絡先（3 名まで）
- ⑤葬儀、遺品整理等の生前契約先（2 か所まで） ⑥納骨先 ⑦遺言書の保管場所

(4) 開始時期及び登録・開示の流れ

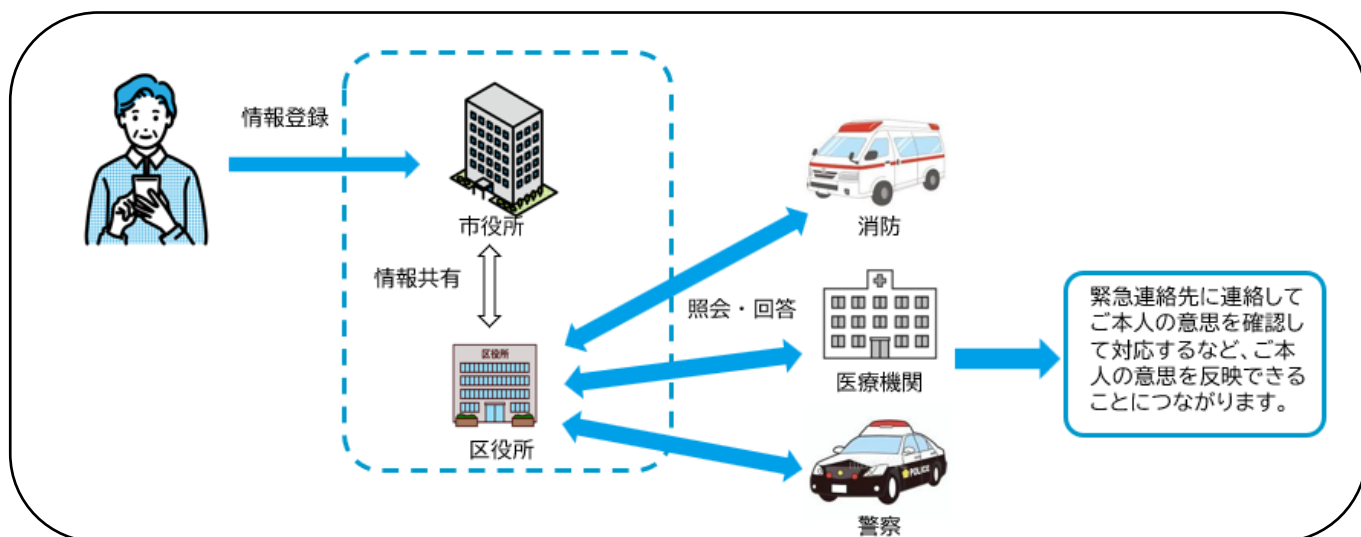
ア 令和 7 年秋

- ①登録を希望される方はスマートフォンやパソコン等を使って、電子申請システムで市に情報を登録します。

イ 令和 8 年 4 月以降（予定）

- ②市から、登録した方に「登録カード」と「登録内容確認書」を発行します。
- ③警察、消防、医療機関は、ご本人の「いざという時」に、ご本人の情報登録の有無を区役所に照会します。
- ④区役所は、システムに登録された情報を確認して、警察、消防、医療機関からの照会に回答します。

ウ 登録・開示の流れ



4 相談窓口の設置

(1) 事業の概要

「終活」に関するお困りごとや情報登録に関するご相談をお受けするため、横浜市社会福祉協議会に相談窓口を設置します。

(2) 設置時期

令和7年秋

(3) ご相談いただける内容

- ・任意後見制度のご案内 ・遺言、遺贈、民事信託等のご案内
- ・相談内容により、権利擁護事業、専門相談への繋ぎ
- ・国ガイドラインや今後作成するリーフレット等に沿った民間事業者を選ぶ際の留意点の説明 等

5 リーフレットの作成

(1) 事業の概要

安心して将来に備えられるよう、終活に関する情報をまとめたリーフレット「終活みちしるべ」を作成します。

(2) 発行時期

令和7年秋

(3) 記載内容

- ・将来に向けて必要となる備え
- ・利用できる行政サービス
- ・終活サービスを提供する民間事業者を選ぶ際の留意点 等

健康福祉局福祉保健課
担当 鳥海、山脇、木内
電話 045-671-3428 /FAX 045-664-3622
メール kf-jouhoutouroku@city.yokohama.lg.jp

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る市民意見募集について(情報提供)

1 趣旨

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約 10 年が経過した今年、改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめたので市民の皆様からの御意見を募集します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 行事要領の主な改正内容

(1) 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置

(2) 一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記

- ・ 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決める など

(3) 様式の変更

- ・ 施設設備の欄から「床面」の項目を削除、担当者連絡先の欄を追加

4 意見募集期間

令和7年 11 月 10 日(月)～令和7年 12 月9日(火)

5 意見募集方法

電子メール、郵送、FAX

6 募集案内配架場所等

- (1) 各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか
- (2) 横浜市ホームページ「食の安全ヨコハマ WEB」に掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/hourei/gyoujikaisei.html>

7 添付資料

別紙 意見募集概要

担当:医療局食品衛生課食品衛生係
瀬戸、新井
電話:045-671-2460
FAX:045-550-3587

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部が変わります

～皆さんの御意見をお聞かせください～

別紙

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約10年が経過した今年、実態に即した形にするために改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

変更点

1 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置

2 食品の取扱い

一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記します。

- ・ 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決める など

3 様式

施設設備の欄から「床面」の項目を削除し、担当者連絡先の欄を追加します。

次の内容は、今までと変わりありません。

要領の対象となる行事：自治会・町内会が行うお祭り・学園祭・縁日祭礼・福祉団体が行うお祭り など

行事で提供する食品：「現地で直前に加熱」して「その場で飲食する」ことを原則とします。
提供直前に加熱しないもの（かき氷・餅つきなど）は取扱いに注意しましょう。

福祉保健センターへの手続き

食品取扱従事者の衛生

上記変更点以外の施設設備

意見募集の概要

1. 募集期間

令和7年11月10日(月)～令和7年12月9日(火)

2. 案内配架場所

各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか

3. 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX

意見募集について詳しくはこちらを御確認ください。

横浜市 食の安全ヨコハマWEB



行事開催届

年 月 日

福祉保健センター長

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。
なお、食品提供にあたっては、保健所の指導に従って衛生管理を徹底し、食中毒等事故防止対策に努めます。

主 催 者	団体名			
	代表者名			
	住所・所在地			
	連絡先	()		
行 事 概 要	開催場所 所在地・名称	横浜市 区		
	行事の名称			
	開催日時	年 月 日 () ~ 月 日 () (時 分 ~ 時 分)		
	行事の種類	ア 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する行事 イ 市が主催又は共催する行事 ウ 神社、仏閣等を運営する宗教法人及びその関係団体が主催する行事 エ 学校、学芸会などの各種団体が主催する行事 オ 企業が主催する地域住民等に対して行う行事 カ 市の一環として、行事の形態で行う場合は除く。) キ 市民会館等が主催する行事		
	開催人数(想定)	【出店店舗数】調理： 販売：		
施 設 設 備	区 画	☐ 屋内 ☐ 屋外 (☐ 囲い有 ☐ その他 ())		
	手洗設備	【給水】 ☐ 水道 ☐ 蛇口付給水タンク 【廃水】 ☐ 既存排水設備 ☐ 廃水タンク 【消毒薬剤等】 ☐ せっけん ☐ 消毒剤 【手拭き】 ☐ ペーパータオル ☐ 個人持ちタオル ☐ その他		
	食 器	☐ 使い捨て容器 ☐ リユース食器		
担 当 者	【所属・氏名】			
	【連絡先】			

施設設備の欄から「床面」の項目を削除

担当者欄を追加

リチウムイオン電池等の収集開始について（お願い）

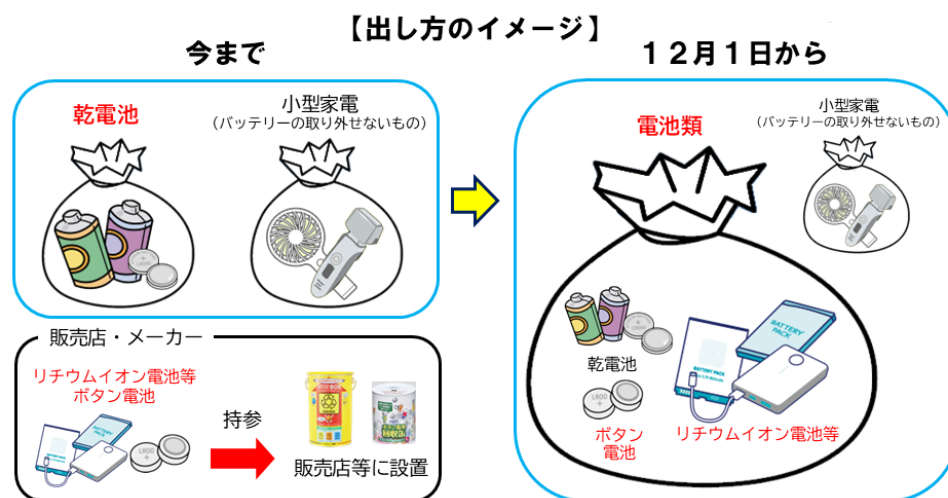
近年、スマートフォンやモバイルバッテリーなどに使用されているリチウムイオン電池等が原因とされる収集車や廃棄物処理施設の火災事故が各地で発生し、報道されております。

リチウムイオン電池等につきましては、現在、横浜市では直接回収しておらず、市民の皆様には、購入先にご相談するか、公共施設や販売店などに設置されているリサイクルボックスにお出しいただくようご案内しておりますが、本市としまして、危険性などについて周知を図るとともに、市民の皆様が廃棄しやすい環境を整える必要があると考え、**令和7年12月1日からリチウムイオン電池等の集積場所における収集を開始すること**といたしました。

つきましては、収集開始に関する旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 収集開始日

令和7年12月1日（月）から



※膨張・破損したリチウムイオン電池等につきましては、お手数をおかけしますが、各区収集事務所までお持ち込みください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 資料（別添）

リチウムイオン電池等の回収開始チラシ

担当：業務課資源化係

大野（貢）、大野（修）

電話／FAX：671-3819／662-1225

e-mail：sj-gyomu@city.yokohama.jp

2025年12月1日から

リチウムイオン電池等の 収集を開始します!

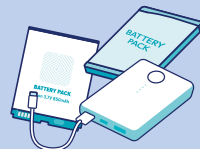
週2回の燃やすごみの収集日に「電池類」として
一つの袋で出してください

家庭から出るすべての電池類が対象です

リチウムイオン電池等

充電して繰り返し使用できるもの

〈例〉モバイルバッテリー、電動自転車のバッテリー



乾電池



コイン電池



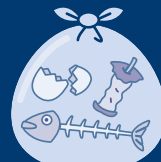
ボタン電池



他のごみとは
混ぜないで



横浜市資源循環局
マスコットイオ



燃やすごみ



バッテリーの
取り外せない小型家電

※可能な限り電池を使い切って、テープ等で絶縁をしてください。

※バッテリーの取り外せない小型家電(手持ち扇風機、携帯ゲーム機など)は、同じ日に別の袋でお出してください。

⚠ 集積場所に出してはいけないもの

■ 膨張・破損したリチウムイオン電池等



■ ポータブル電源

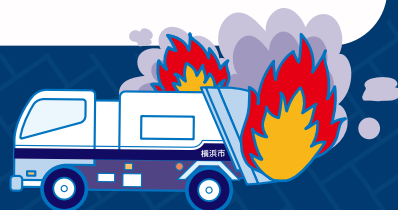
資源循環局収集事務所に
お持ち込みください。

回収時間 9:00~16:00(月曜日~土曜日)
(11:30~13:30は避けてください。)

※自動車・二輪車用のバッテリーは電池類の対象外です。

※一番長い辺が、金属製品で30cm以上のもの、それ以外で50cm以上のものは粗大ごみです。

燃やすごみなどに混入するリチウムイオン電池等が原因による
火災が増えています。事故を防ぐためにご協力をお願いします。



お問合せ先 資源循環局 各区収集事務所

詳細はこちら ▶



年末年始の資源とごみの収集日程について

1 事業の趣旨

本年度の年末年始の資源とごみの収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示版へのチラシの掲出をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 年末年始の収集日程について

- (1) 12 月 31 日 (水) から 1 月 4 日 (日) まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日 (火) まで、年始は 1 月 5 日 (月) から通常の曜日どおり収集します。

4 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11 月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま 12 月号 (市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページへの掲載
- (6) LINE・X (旧 Twitter) などへの掲載

5 資料 (裏面)

年末年始の資源とごみの収集日程

担当：業務課計画係 (収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係 (広報に関するお問合せ)

電話：671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX：業務課 662-1225

年末年始の資源とごみの収集日程

12月31日(水)から1月4日(日)まで、

収集はお休みさせていただきます。

○ 年末も、資源とごみの分別と減量にご協力をお願いします。

○ 資源とごみは、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

○ 収集がお休みの日は、資源とごみを絶対に出さないでください。

○ 分別されていないものは収集できません。



横浜市資源循環局マスコットイーオ

収集日程を
お確かめの上、
ルールを守って
お出ください。



燃やすごみ・燃えないごみ
スプレー缶・電池類

プラスチック資源

缶・びん・ペットボトル
小さな金属類

12月	28日(日)	収集はお休みです
	29日(月)	通常の曜日どおり収集します
	30日(火)	通常の曜日どおり収集します
1月	31日(水)	収集はお休みです
	1日(木)	
	2日(金)	
	3日(土)	
	4日(日)	
	5日(月)	通常の曜日どおり収集します
	6日(火)	通常の曜日どおり収集します

※ 古紙・古布は、横浜市の回収ではありません。

実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(水)から1月4日(日)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。



粗大ごみのお申込みについてはこちらから

又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月4日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月5日以降になります。

令和7年度 横浜市資源循環局

横浜みどりアップ計画[2024-2028]1年目の 実績報告について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜みどりアップ計画につきましては、2009 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を推進しています。

2024 年 4 月からは 4 期目となる新たな 5 か年計画[2024-2028]に取り組んでいます。

このたび、1 年目の 2024 年度を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配布資料

- (1) 横浜みどりアップ計画[2024-2028]2024 年度の実績概要リーフレット
- (2) 1 年目（2024 年度）の区別実績
- (3) 「横浜みどり税」の説明チラシ

【問合せ】

横浜みどりアップ計画の広報に関すること

みどり環境局戦略企画課 TEL：671-2712 FAX：550-4093

横浜みどり税に関すること

財政局税務課 TEL：671-2253 FAX：641-2775

横浜 みどりアップ計画

[2024-2028]

2024(令和6)年度の実績概要



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2009年から「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら「横浜みどりアップ計画」を進めています。このリーフレットは、2024(令和6)年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。





市民とともに次世代につなぐ森を育む



森が守られています

●目標(36ha)を上回る面積の森を新たに保全しました。また、必要に応じて市で買取りを行い、残された大切な緑地を永続的に守っています。

緑地保全制度による樹林地の指定面積の推移

樹林地保全の進展

これまでのみどりアップ計画
(2009～2023年度)
15年間1082.5 ha

みどりアップ計画開始前
(1969～2008年度)
40年間861.9 ha



計画開始前の
3倍以上
のスピード
で保全を推進

2024年度
49.5ha

横浜みどりアップ計画期間中(2009～2024)に
合計1132.1 haを指定

※端数処理により、面積の合計が一致しません。



円海山近郊緑地特別保全地区
(磯子区)



羽沢町具行特別緑地保全地区
(神奈川区)

	緑地保全制度 による新規指定	市による 買取り	保全した 樹林地の整備
2024年度実績	49.5ha	7.2ha	推進
5か年の目標	180ha(36ha)	100ha[想定] (20ha[想定])	推進

森の手入れがされ、育まれています

●市民の森愛護会などと連携して、地域の特性を活かしつつ森を保全・管理する計画に沿って、森づくりを行いました。また、維持管理にお困りの所有者に対して助成を行いました。

	森の維持管理	維持管理の助成
2024年度実績	推進	134件
5か年の目標	推進	750件(150件)



上菅田町金草沢東特別緑地保全地区
(保土ケ谷区)



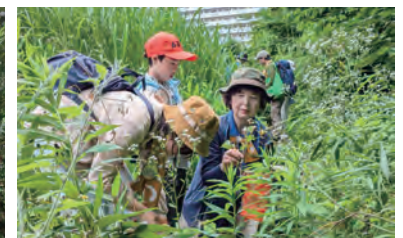
維持管理の助成を行った樹林地(南区)
作業前 → 作業後

森を知る・関わる・つながる機会が広がっています

●森づくりを担う人材の育成として、森づくり体験会や研修を行いました。市民が森に関わるきっかけづくりとして、市内大学などと連携したイベント開催等を行いました。



森づくり体験会(戸塚区)



森のネイチャーゲーム(瀬谷区)

	森づくりを担う 人材の育成	森づくり活動団体 への支援	市内大学や関係団体等との連携や 区主催による地域の森でのイベントの実施	学校と連携した きっかけづくり
2024年度実績	10回	36団体	115回	推進
5か年の目標	50回(10回)	175団体(35団体)	180回(36回)	推進

暮らしを豊かにするみどりと共に

緑は、わたしたちの暮らしに潤いを与えるだけでなく、多様な機能を持っています。緑を守り・つくり・育む、横浜みどりアップ計画の取組は、その機能を活用しながら地球温暖化など社会の様々な課題の解決にもつながっています。

市民の森とは・・・

横浜市では1971年に全国に先駆けて、緑地を保存しながら、その緑地を市民の散策や憩いの場として公開する「市民の森」制度を創設しました。

横浜みどりアップ計画開始から16か所増え、現在43か所が開園しています。市民の森では、愛護会や森づくり活動団体など多くのボランティアが、草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育といった「良好な森をつくる活動」を行っています。



上川井市民の森(旭区)

緑の多様な機能

- ▶防災・減災 ▶暑さを和らげる ▶多様な生き物のすみか
- ▶地産地消 ▶美しい景観 ▶環境教育・農体験
- ▶街の賑わい・魅力 ▶地域のコミュニティ など

そして ★健康づくり・レクリエーション

市民アンケート調査では、
今後「最もおこなってみたい取組」として
**森の散策・ウォーキングが
1位に**

横浜の身近な緑を楽しもう！

「市民の森」へ行ってみよう！



市民の森 横浜

検索



市民が身近に農を感じる場をつくる



柱2

水田・農地が保全されています

●水田や農地を維持するために支援を行い、多様な機能をもつ良好な農景観を保全しました。

	水田保全面積	遊休農地の復元支援
2024年度実績	112.5ha	0.89ha
5か年の目標	115ha	3.0ha(0.6ha)



農とふれあう機会が増えています

●市民が気軽に楽しめる収穫体験農園の開設支援や、横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室など、農とふれあう場づくりを行いました。マルシェや直売所への開設支援や「はまふうどコンシェルジュ」によるイベント開催等の地産地消の取組を通じて、農とふれあう機会を増やしました。



	様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室などの実施	直売所・青空市等の支援	市民や企業等との地産地消の連携
2024年度実績	3.38ha	119回	62件	15件
5か年の目標	19.5ha(3.9ha)	450回(90回)	285件(57件)	75件(15件)



市民が実感できる緑や花をつくる



柱3

まちなかでの緑が創出されています

●緑の少ない市街地でも身近に緑や花を実感できるよう、緑豊かな公園を整備しました。地域で愛されている桜並木の再生など街路樹による良好な景観づくりを進めました。

	シンボリックな緑の創出	街路樹による良好な景観づくり
2024年度実績	緑の創出 3か所	18区で推進
5か年の目標	緑の創出 5か所	18区で推進

2024年7月に開園しました



緑や花があふれる地域づくりの支援が行われています

●植栽や花壇の整備への助成、アドバイザー派遣などにより、地域で取り組む緑のまちづくりを支援しました。オープンガーデンをはじめ、緑や花を通じた地域のコミュニケーションの活性化を図りました。また校庭や園庭の芝生化や植樹、生きもののすみかとなるビオトープなど、子どもを育む空間での緑の創出を行いました。



	地域緑のまちづくり	緑や花を身近に感じる各区の取組	人生記念樹の配布	子どもを育む空間での緑の創出
2024年度実績	7地区	18区で推進	6,915本	28か所
5か年の目標	35地区(7地区)	18区で推進	40,000本(8,000本)	100か所(20か所)

緑や花で賑わいの空間がつくられています

●山下公園や日本大通りなど都心臨海部等で緑や花による魅力ある空間づくりを進めました。

	都心臨海部等の緑化による魅力ある空間づくり
2024年度実績	推進
5か年の目標	推進



広報の活動

横浜みどりアップ計画の取組と成果を多くの皆さまに知っていただくために、イベントへの出展や広報紙への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いた広報を展開しました。

みどりアップのイベントや体験スポット、「よこはまこどもみどりアップ」についてはこちらをご覧ください。



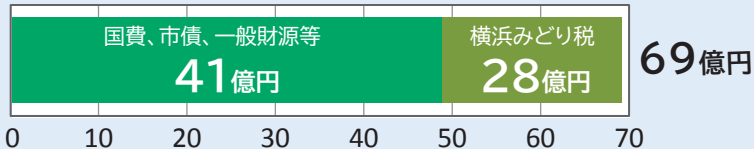
デジタルサイネージでのPR画像放映(関内駅北口)



よこはまこどもみどりアップ

事業費と横浜みどり税

● 1 か年(2024年度)の事業費(うち横浜みどり税)



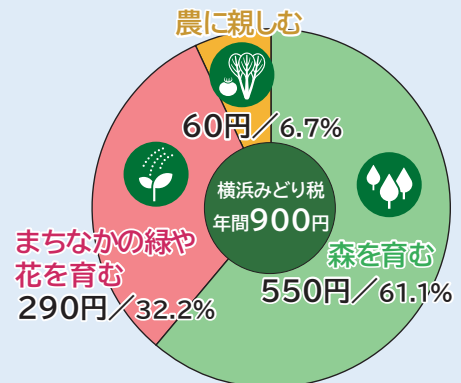
横浜みどり税の課税方法

【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く

【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

● 一人当たりの横浜みどり税の使いみち



● 横浜みどり税の使いみち

使いみち① 樹林地・農地の確実な担保

- ・ 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- ・ 水田の保全 など

使いみち② 身近な緑化の推進

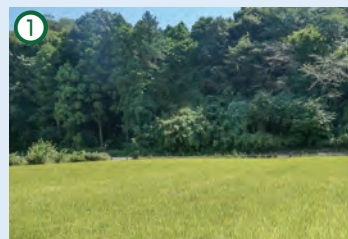
- ・ 地域緑のまちづくり
- ・ 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり など

使いみち③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上

- ・ 森の多様な機能に着目した森づくりの推進
- ・ 街路樹による良好な景観づくり など

使いみち④ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

- ・ 森づくりを担う人材の育成
- ・ 収穫体験農園の開設支援 など



寺家町での水田の保全(青葉区)



野庭団地での花壇の手入れ(港南区)



古橋市民の森における良好な森の育成(泉区)



自然観察講習会(保土ヶ谷区)

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている組織です。取組の検証や現地視察を踏まえ、評価・提案を報告書にまとめているほか、市民目線での情報発信を行っています。



取組の現地レポートはこちら

実績報告書は、市ウェブページをご覧ください。区ごとの実績もご覧いただけます。



横浜みどりアップ計画

検索



横浜みどりアップ 葉っぱー

お問合せ

「横浜みどりアップ計画」の広報について

みどり環境局戦略企画課 TEL 045-671-2712 FAX 045-550-4093

「横浜みどり税」について

【個人市民税】各区区役所税務課または財政局税務課 TEL 045-671-2253 FAX 045-641-2775

【法人市民税】財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481



一部に植物性インキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

第4章 各区の実績

- ・各区における実績マップに示されている取組の場所は、実際の位置を正確に示すものではなく、おおよその目安としてご覧ください。
- ・市域全体から広く参加者を募ったイベントや講座など、全市的に効果が及ぶものは各区の実績には含めていません。

中区における実績



凡例

- 柱1 次世代につなぐ森を育む
- 柱2 農を感じる場をつくる
- 柱3 実感できる緑や花をつくる

※○の中の番号は、取組番号を示します

- 8 取組8 水田の保全
- 18 取組18 並木の再生
(街路樹による良好な景観づくり)
- 22 取組22 地域緑のまちづくり

- 特別緑地保全地区
- 市民の森・ふれあいの樹林
- 公園緑地
- 農業専用地区
- 主な道路
- 高速道路
- 鉄道・鉄道駅

4 各区の取組

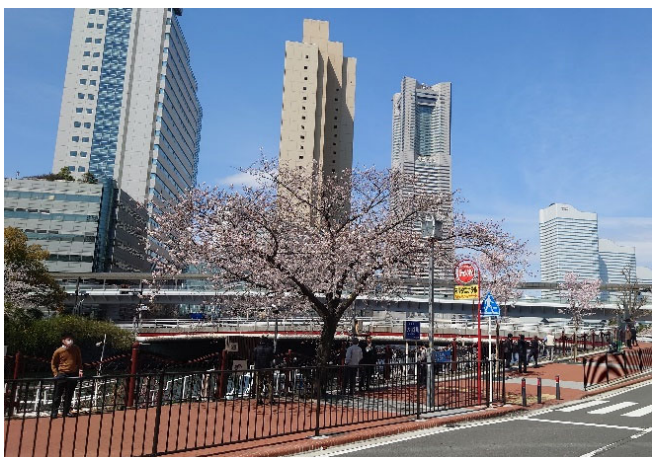
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

取組 6 森に関わるきっかけづくり
中図書館との連携による森の
ネイチャーゲームの開催 本牧山頂公園



柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

取組 18 街路樹による良好な景観づくり
並木の再生 大岡川プロムナード(整備中)
サクラ(ジンダイアケボノ)



取組 25 保育園・幼稚園・小中学校での
緑の創出・育成
緑の創出 ビオトープの整備 北方小学校



柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

取組 16 市民や企業等との連携
横浜赤レンガと連携した「おいも万博」
における街なか収穫体験の実施



取組 23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
公園愛護会花壇づくり講習会
山下公園



取組 26 都心臨海部等の緑花による魅力ある
空間づくり
日本大通り



4 各区の取組

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

●取組1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

・保全した樹林地の整備

1か所 三溪園緑地

●取組2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

・森の維持管理

樹林地 4か所

加曽台緑地／三溪園緑地／本牧荒井緑地／本牧間門緑地

公園 1か所

本牧十二天緑地

●取組6 森に関わるきっかけづくり

・市内大学や関連団体などとの連携や区主催による地域の森でのイベントの実施

8回 各種イベント(4回)／クラフト教室等(4回)

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

●取組14 地産地消にふれる機会の拡大

・地産地消にふれる機会の拡大

直売所・青空市等の支援

青空市・マルシェ等 22件

北仲マルシェ

●取組16 市民や企業等との連携

・市民や企業等との連携

企業等と連携した地産地消の推進

JA横浜との連携による市庁舎直売の実施(横浜市役所)／北仲マルシェにおける横浜農場ブースの出店(北仲ブリック&ホワイト)／ハマフェスY165の地産地消マルシェ&横浜パン祭りにおける横浜農場ブースの出店(象の鼻パーク)／横浜赤レンガと連携した「おいも万博」における街なか収穫体験の実施(横浜赤レンガ倉庫)／横浜赤レンガと連携した「Yokohama Strawberry Festival 2025」におけるイチゴ農家の直売(横浜赤レンガ倉庫)

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

●取組17 シンボリックな緑の創出・育成

・シンボリックな緑の創出・育成

公有地化によるシンボリックな緑の創出・育成
山手町(創出 ※整備中)

●取組18 街路樹による良好な景観づくり

・街路樹による良好な景観づくり

良好な維持管理 943本

豊浦町第52号線／大棧橋浦舟線ほか

並木の再生 2路線

大岡川プロムナード※整備中・サクラ(ジンダイアケボノ)／本牧通り※完了路線の補植・サクラ(ソメイヨシノ)

●取組21 名木古木の保存

・名木古木の保存

維持管理の助成 13件

滝之上(1件)／西之谷町(1件)／豆口台(2件)／山手町(3件)／大和町(1件)／山元町(5件)

●取組22 地域緑のまちづくり

・地域緑のまちづくり

新規支援 1地区

元町通り地区

継続支援 2地区

関内桜通り地区／野毛本通り地区

協定締結終了地区の支援 1地区

山手地区

●取組23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

・緑や花を身近に感じる各区の取組

各区の取組

フラワー&グリーンフェスタ2024／花と緑のウォーキングツアー

身近な公共施設での緑の育成 1か所

中本牧コミュニティハウス敷地内こどもの遊び場

地域の花いっぱいにつながる取組

球根の配布(石川町五丁目公園など37か所)／花苗の配布(福富町西公園など7か所)／堆肥の配布(石川町五丁目公園など37か所)

公園愛護会花壇づくり講習会の実施(1か所 山下公園での球根ミックス花壇づくり)

●取組24 人生記念樹の配布

・人生記念樹の配布

225本

●取組25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

緑の創出 1か所

北方小学校

緑の育成 1か所

間門小学校

●取組26 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり

緑花による魅力づくり

9か所 山下公園／港の見える丘公園／山手イタリア山庭園／横浜公園／日本大通り／山下公園通り／新港中央広場／桜木駅前広場／横浜ハンマーヘッド周辺

よこはまの緑を 未来を担う 子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、
横浜市は、市民・事業者の皆様「横浜みどり税」をご負担いただき、
緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。



横浜みどり税について

横浜みどり税の 税額

個人市民税均等割に年間 **900 円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。



横浜みどり税の 使途

「横浜みどりアップ計画」のうち、下記の横浜みどり税の使途に該当する事業へ横浜みどり税を充当します。

- ・樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

横浜みどり税（年間 900 円）の使いみち

農に親しむ

- ・農景観をまもる
- ・農にふれあう（農体験）

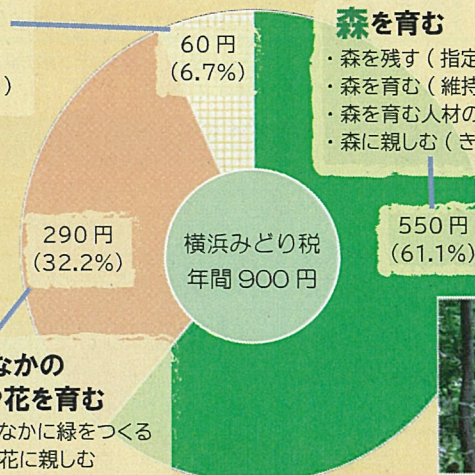


まちなかの 緑や花を育む

- ・まちなかに緑をつくる
- ・緑や花に親しむ

森を育む

- ・森を残す（指定・買取り）
- ・森を育む（維持管理など）
- ・森を育む人材の育成（活動に対する支援）
- ・森に親しむ（きっかけづくり）



横浜みどりアップ計画 [2024-2028]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



みどり税を活用した取組

市民とともに
次世代につなぐ**森**を育む

5か年の主な取組

- 樹林地の新規指定と買入れ申し出への対応
- 指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり

市民が身近に
農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田保全への支援
- 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開

市民が実感できる
緑や花をつくる

5か年の主な取組

- まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- 地域での緑や花の取組支援
- 子どもを育む空間での緑の創出・育成

市民・事業者の皆様に取り組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる**広報**を展開



森林環境税（国税）と横浜みどり税



国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが異なります。

●森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間 1,000 円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和 6 年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で 譲与 (令和5年度までは、地方公共団体金融機関の準備金を活用)
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

●「横浜みどり税」について

▶区役所税務課

または 財政局税務課

電話：045-671-2253

FAX：045-641-2775

●「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」について

▶みどり環境局戦略企画課

電話：045-671-4214

FAX：045-550-4093

山下公園通り周辺地区まちづくりビジョンの策定について【情報提供】

1 報告主旨

6月の定例会において情報提供させていただいた「山下公園通り周辺地区まちづくりビジョン（素案）」について、市民意見募集を実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえ、「山下公園通り周辺地区まちづくりビジョン」を策定しましたので、お知らせいたします。

2 配布資料

山下公園通り周辺地区まちづくりビジョン【概要版】

都市整備局臨海部活性化推進課
担当 早田、小島、繁田、川田
電話 045-671-4863 /FAX 045-550-3905
メール tb-rinkaikassei@city.yokohama.lg.jp

山下公園通り周辺地区まちづくりビジョン

【概要版】



ビジョン策定の目的

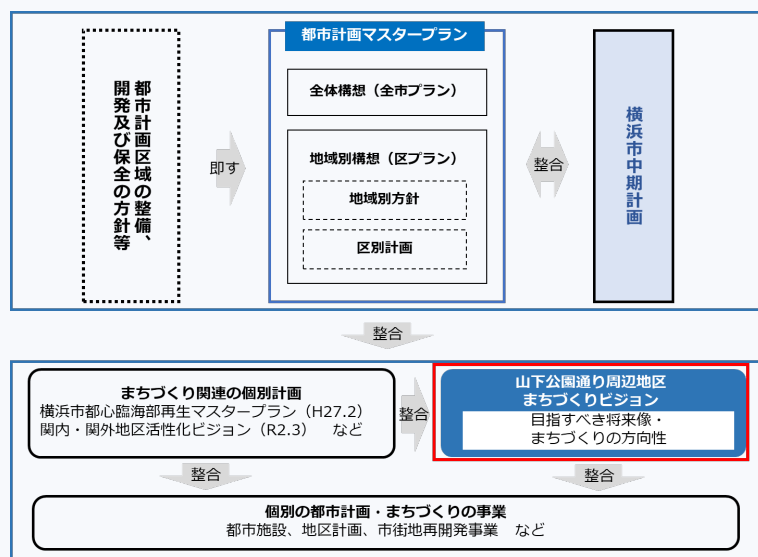
- ・ 山下公園通り周辺地区は、開港以来、横浜の経済・文化の中心地として発展を遂げ、魅力ある街並みを形成してきた、多くの来街者を魅了する横浜の顔ともいえるべき地区です。
- ・ 一方で、1980年以前に建築された建物も多く、今後のまちづくりを考える時期を迎えています。こうした機会を捉え、本地区の未来を見据えたビジョンを策定し、計画的にまちづくりを進めていきます。



山下公園通り周辺地区まちづくりビジョン対象範囲

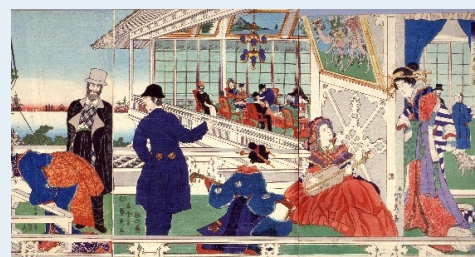
本ビジョンの位置づけ

- ・ 本ビジョンは、「横浜市中期計画」、「横浜市都市計画マスタープラン」等を踏まえて策定しています。これらの計画で示されている目標や本地区の位置づけを踏まえ、地区の目指すべき将来像やまちづくりの方向性を示します。
- ・ 今後、周辺地区の動向や地区内のまちづくり検討の深度化に合わせて、景観形成の考え方や必要となる都市機能等の具体的な検討を進めていきます。

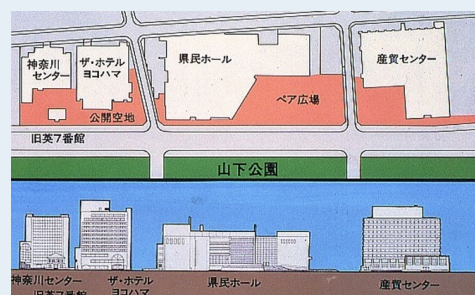


2 地区の歴史

- ・ 本地区は、諸外国との交易の発展により、貿易に関連する業務機能や宿泊機能などが集積した迎賓の街として形成されるとともに、積極的に新しい人・モノ・文化を受け入れ、関内・関外地区の発展にも貢献してきました。
- ・ 1970年代の神奈川県民ホールや産業貿易センタービルの計画を契機に、「歩行者空間の確保」、「角地の広場の整備」等が盛り込まれた都市づくり構想（ガイドライン）が作成され、これに基づく協議により「ペア広場」が整備されました。
- ・ 2002年にはガイドラインの考え方を基に地区計画を策定し、低層部のにぎわいや横浜の歴史を象徴する街並みの誘導を図ってきました。



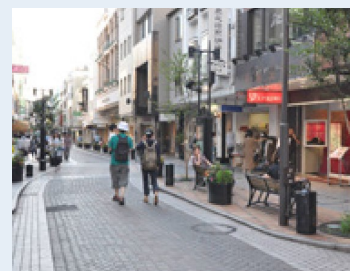
横浜異人商館之図 真秀画 文久元年（1861）（横浜開港資料館所蔵）



山下公園通りの平面図及び立面図（1971年）

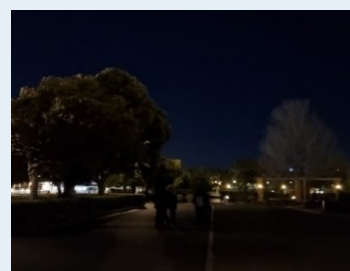
立地特性

- ・ 関内・関外地区と山下ふ頭の結節点に位置しています。
- ・ 周辺には、横浜中華街、元町・山手など、開港の歴史を感じられ、異国情緒あふれる魅力資源が充実しています。



街並み・景観

- ・ ホテルニューグランド等の歴史的建造物や横浜マリンタワーなど、横浜らしい景観を有しています。
- ・ 山下公園を含めて、全体的に夜間が暗い印象を受けます。



建物現況

- ・ 文化、宿泊、観光施設や、公共施設等が集積する一方で、築40年以上の建物や駐車場等の低未利用地が点在しています。
- ・ 水町通りと海岸教会通りに挟まれた街区では、近年、共同住宅が増加しています。



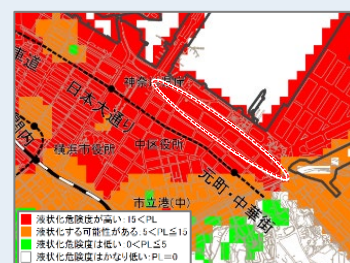
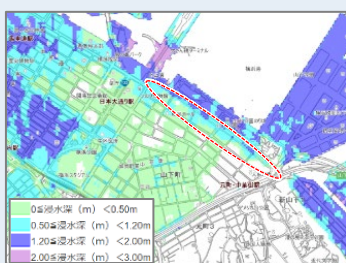
交通インフラ

- ・ 鉄道駅、大さん橋国際客船ターミナルなどの広域交通をはじめ、路線バスや水上交通など、徒歩圏内に多様な交通モードが集積しています。
- ・ 観光バスの路上待機や、タクシーの乗場ではない場所でのタクシー乗車が見られるなど、乗降環境に課題があります。



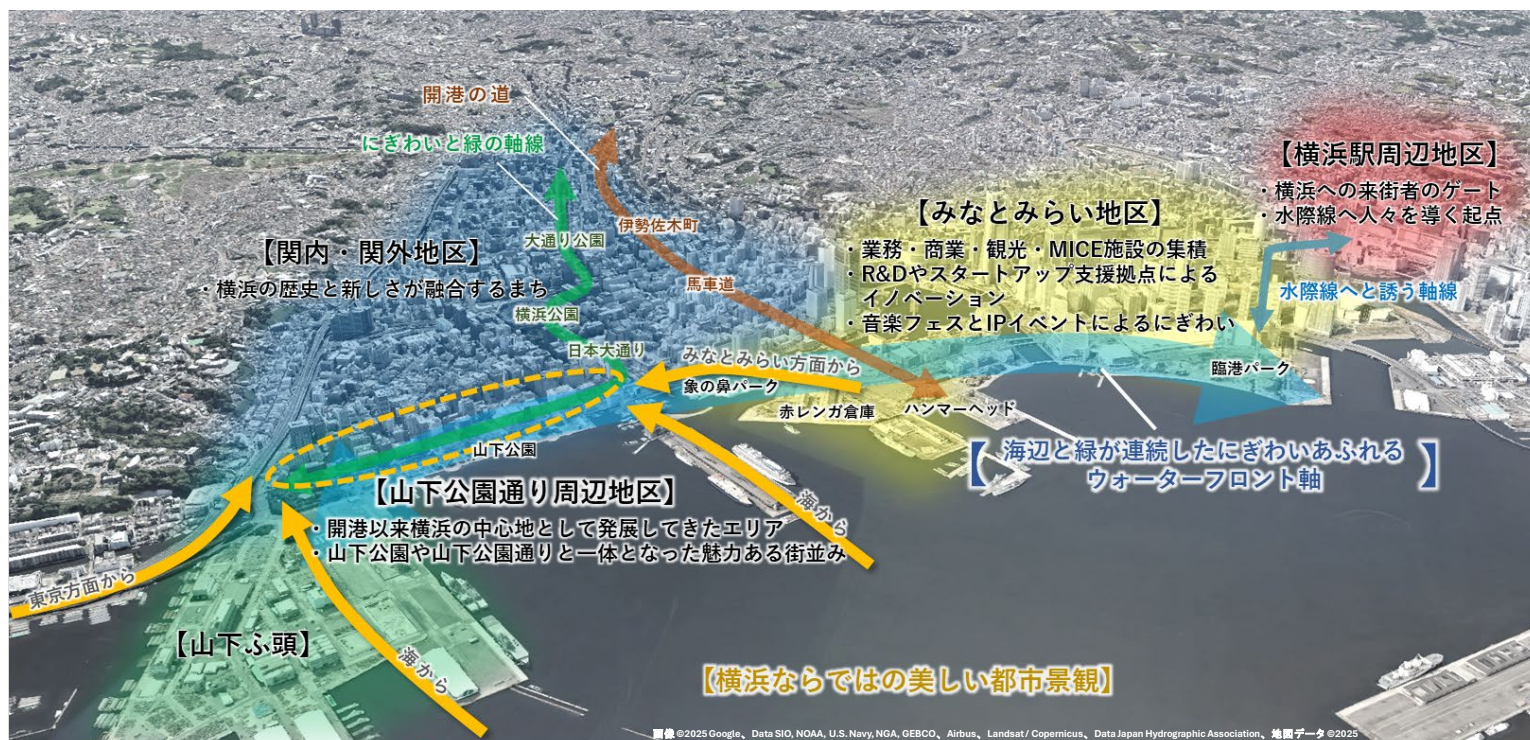
防災

- ・ 山下公園と山下公園通りは津波と高潮の浸水想定区域になっており、本地区は、津波（最大で1.2m以上2m未満）と高潮（最大で0.5m未満）による浸水が想定されます。
- ・ 本地区は埋立地であることから、液状化危険度が高い区域となっています。



水際線の特徴

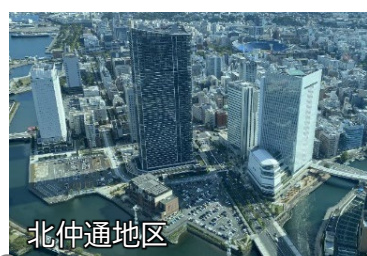
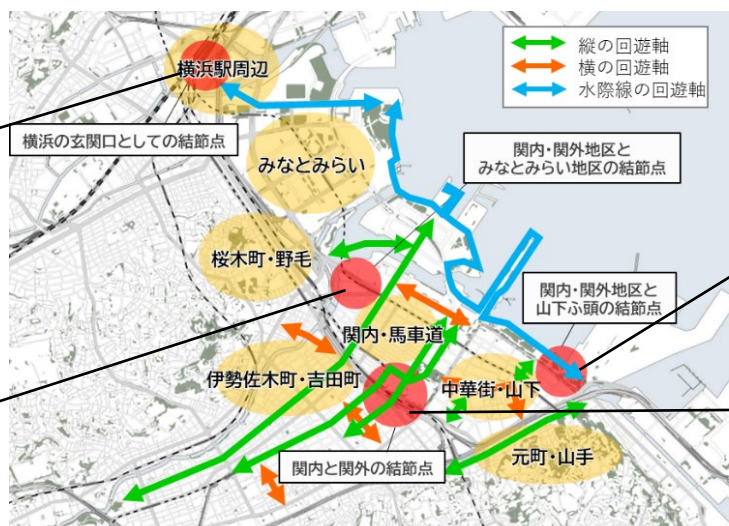
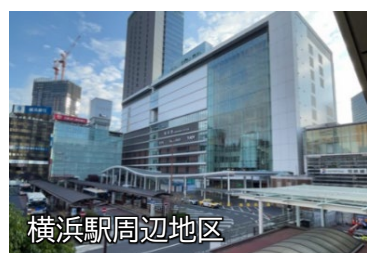
臨港パークから赤レンガ倉庫、象の鼻パーク、山下公園、そして山下ふ頭へとつながる水際線は、美しい海の景色と豊かな緑により、国内外の人々を惹きつける世界屈指のウォーターフロントを形成し、周辺には、音楽アリーナや観光・商業施設をはじめとする様々な観光資源が集積する、他都市にはない横浜独自の魅力を有しています。



水際線の魅力向上によるまちの活性化

水際線の多彩な魅力を時代に合わせてアップデートするとともに、にぎわいや交流を生む新たな機能を加え、歩きやすく居心地が良い空間や移動しやすい環境を整備することで、各エリアを線でつなぎ合わせて面としての魅力を創出していきます。

水際線の多彩な観光資源の魅力を磨き上げと、都心臨海部の各エリアの結節点におけるまちづくりを連動させ、さらに、水際線とまちなかを結ぶ回遊軸を強化することで、まち全体を活性化していきます。



地区の将来像

この地区の更なる発展と水際線の魅力向上を図るために、歴史や特性などを踏まえ、「地区の将来像」を定め、その実現に向けた「まちづくりの方向性」を6つに区分し設定しました。

地区の歴史・現状

- | | |
|----------|--|
| 【歴史】 | ・開港に伴い外国人居留地が形成され、その歴史や背景がまちの個性になっている |
| 【立地特性】 | ・関内・関外地区と山下ふ頭の結節点、緑の軸線上に位置
・水際線の一部を形成する重要な地区、羽田空港等へのアクセスに恵まれた地区
・周辺には魅力的な観光スポットが集積 |
| 【街並み・景観】 | ・横浜らしい歴史を色濃く残した街並み
・銀杏並木が連続する山下公園通り、海や緑を身近に感じられる山下公園に近接
・落ち着いた雰囲気を感じられる水町通り |
| 【建物現況】 | ・文化、宿泊、観光施設、公共施設が集積
・築40年以上の老朽化した施設が点在、共同住宅の増加 |
| 【交通インフラ】 | ・多様な交通モードが集積
・首都高速道路の出入り口に近接 |
| 【防災】 | ・津波、高潮による浸水区域、液状化危険度が高い区域 |

特性

- ・横浜独自の魅力を有する水際線に位置
- ・歴史性が根付く街並み
- ・海や緑を身近に感じる立地環境
- ・多様な人々や文化を受け入れ発展してきたまち
- ・羽田空港や客船ターミナルなど、国内外から人々が訪れやすい立地

課題

- ・施設の老朽化や低未利用地の増加
- ・地区のにぎわいが低下傾向
- ・歩道空間が十分確保できていない区間がある
- ・交通機能・乗降環境充実の必要性
- ・夜間が暗い印象を受ける
- ・災害への対応

地区の将来像

港町の歴史、美しい海や緑、新たな魅力とにぎわいが織りなす
水際線のまちづくりにより、世界の人々を魅了するまち

まちづくりの方向性

- ①横浜の水際線の魅力を活かしたまちづくり
- ②今ある海辺と緑の風景と連動させた新たなGREEN空間の創出
- ③国内外から人や企業を惹きつける多彩な機能の導入
- ④来街者を迎え入れる結節点としての機能強化
- ⑤環境に配慮した持続可能なまちづくり
- ⑥災害に強いまちづくり

① 横浜の水際線の魅力を活かしたまちづくり

開港の歴史が感じられる街並みや、銀杏並木が立ち並ぶ山下公園通り、海や緑を身近に感じる山下公園など、この地区ならではの特長を活かして、歩きやすい歩行者空間や居心地の良い滞在空間の整備など、市民生活の豊かさや都市の魅力の向上につながる、水際線の象徴となるまちづくりを推進します。

■公共空間を活用した
海と緑を感じられるまちづくり



出典：iStock.com/EHStock

■水際線の象徴となる街並みの形成



出典：iStock.com/Deejipilot

■港町ならではの歴史・文化を継承



② 今ある海辺と緑の風景と連動させた新たなGREEN空間の創出

海を感じる山下公園の緑豊かな自然や山下公園通りの銀杏並木と連続した複層的なGREEN空間を街区側にも生み出すことで、水際線の連続する緑をより魅力的にアップデートします。

新たなGREEN空間に、企業や市民、来街者が集い、交流を促進することで新たなにぎわいを生み出していきます。

■WELL-BEINGな環境づくりによる、
人々の交流やにぎわいの創出



■子育て世代をはじめ
多世代が自然に触れ、学べる場の創出



■生物多様性を保全し、
豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ



出典：iStock.com/yu-ji

③ 国内外から人や企業を惹きつける多彩な機能の導入

この場所で、「新たな体験をしたい」「滞在したい」「働きたい」「飲食しながら楽しみたい」と思えるような多彩な機能を誘導することで、このエリアにしかない魅力や体験価値を創出し、国内外から人や企業が集まる拠点的形成します。

■観光・体験型施設・商業機能の充実

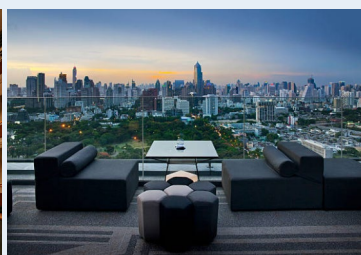


■世界水準のエンターテインメントに
触れられる場の創出



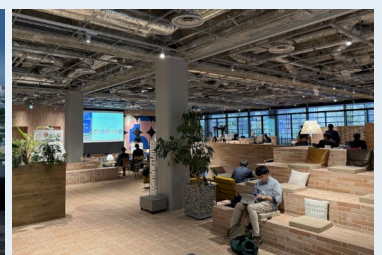
出典：iStock.com/galinast

■質の高い滞在環境の整備



出典：iStock.com/Pipop_Boosarakumwadi

■ビジネス・
R&D（研究開発）拠点の形成



④ 来街者を迎え入れる結節点としての機能強化

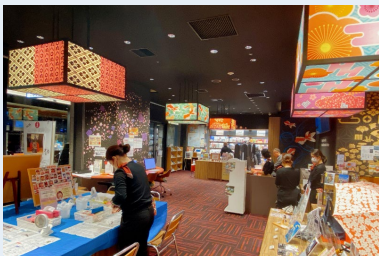
緑と開放感あふれる広場空間の整備や、横浜の魅力を伝える観光インフォメーション機能の充実、水際線やまちを結ぶアクセス動線の強化、観光地等をつなぐ交通乗降機能の拡充など、来街者を迎え入れる玄関口としてふさわしい機能を充実させ、結節点としての機能強化を図ります。

■多様な人々が集い・交流できる空間の創出



出典：iStock.com/ ferrantraite

■観光インフォメーション機能の強化



■交通機能・アクセス強化



⑤ 環境に配慮した持続可能なまちづくり

街区全体でエネルギーの効率化や再生可能エネルギーの利活用を図るなど、環境に配慮したまちづくりを推進します。また、新たなグリーン社会の実現に向けて、市民や企業と共に、脱炭素、生物多様性の保全、資源循環等に取り組むことで、地区のブランド力を高め、国内外から人や企業、投資を呼び込むまちを実現します。

■地区全体における環境負荷低減の取組



出典：iStock.com/Eoneren

■環境に配慮した建物開発



■サステナブルなライフスタイルを実現できるまちづくり



出典：iStock.com/whitemay

⑥ 災害に強いまちづくり

多くの観光客、住む人・働く人でにぎわうエリアで、いつ起こるか分からない地震や火災、風水害などの災害に対応するため、都市インフラの整備や、市民や地域、企業と連携した日常からの備えの強化などを行い、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

■災害に備えた都市インフラの整備



■市民や地域、企業等が連携した発災前の備えの強化

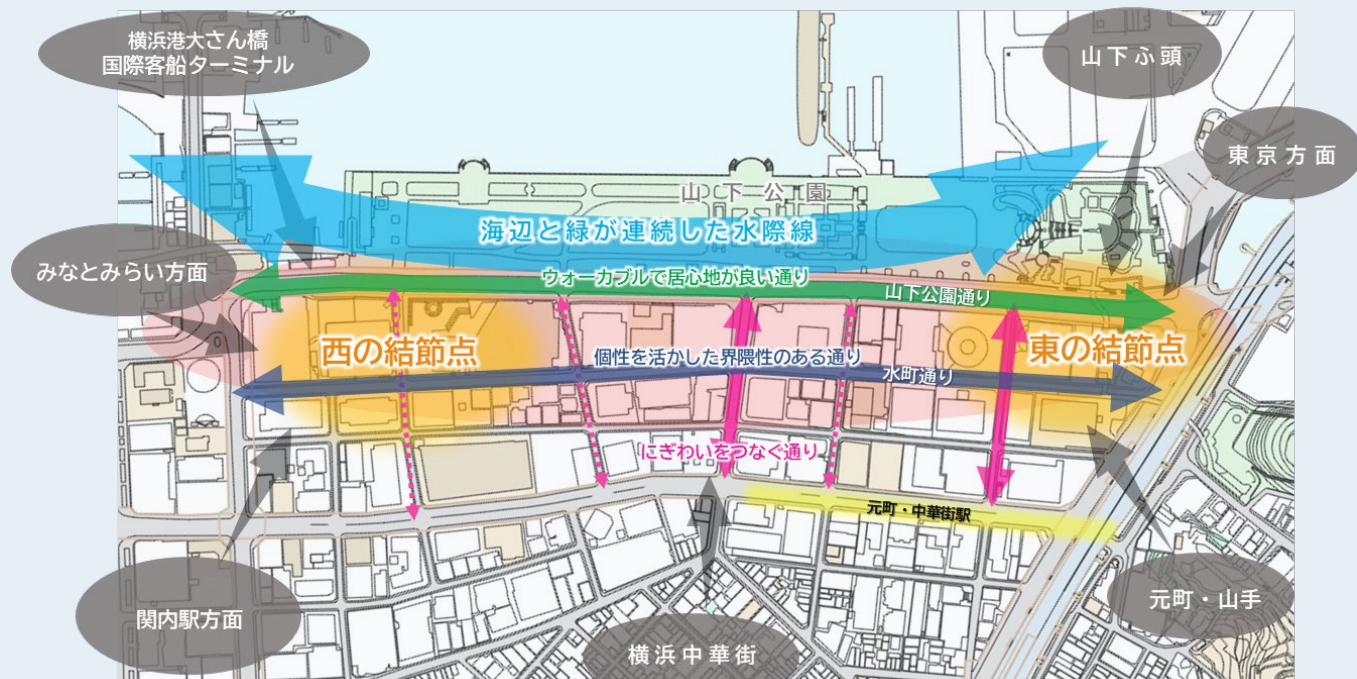


港町の歴史、美しい海や緑、新たな魅力とにぎわいが織りなす
水際線のまちづくりにより、世界の人々を魅了するまち

① 横浜の水際線の魅力を
活かしたまちづくり

② 今ある海辺と緑の風景と連動
させた新たなGREEN空間の創出

③ 国内外から人や企業を惹き
つける多彩な機能の導入



④ 来街者を迎え入れる結節点
としての機能強化

⑤ 環境に配慮した持続可能な
まちづくり

⑥ 災害に強い
まちづくり

まちの概念図

■にぎわい軸の形成

地区内の主要な道路である山下公園通りや水町通り、水際線とまちなかをつなぐ縦軸について、周辺のまちづくりやインフラ更新の機会を捉えて、通りの特性を活かしながら軸線の強化を図ります。

【山下公園通り】

↔ ウォークラブルで居心地が良い通り

【水町通り】

↔ 個性を活かした界隈性のある通り

【水際線とまちなかをつなぐ縦軸】

↔ にぎわいをつなぐ通り

⋯ 回遊を補完する通り

■水際線をつなぐ西と東の結節点の機能強化

本地区の西側と東側では、水際線の各地区をつなぎ、来街者を迎え入れる玄関口としてふさわしい機能を充実させるなど、結節点としての機能強化を検討していきます。

今後、周辺地区の動向や地区内のまちづくり検討の深度化に合わせて、地区に求められる都市機能や施設の複合化・共同化も含めた事業手法等の検討を進めていきます。

本編はこちらからご覧いただけます

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/kanna-ikangai/yamashitakoendori.html>



横浜市都市整備局臨海部活性化推進課

令和7年10月作成

TEL : 045-671-4863 FAX : 045-550-3905

MAIL : tb-rinkaikassei@city.yokohama.lg.jp

根岸住宅地区に関する市民意見募集について【情報提供】

1 趣旨

中区、南区、磯子区にまたがる米軍施設である根岸住宅地区について、「土地利用の方向性」をとりまとめましたので、市民意見募集を実施します。

つきましては、当地区が所在する中区の連合町内会のみなさまからご意見をいただきいたため、意見募集について情報提供します。

2 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

10 月 20 日(月)～11 月 19 日(水) (予定)

(2) ご意見の提出方法

【提出方法】横浜市電子申請・届出システム（下の二次元コードよりアクセス）、
電子メール、FAX、郵送

【ホームページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/kichi/beigun/negisitochi.html>



入力フォームはこちら

担当：都市整備局基地対策課 田中・山宮

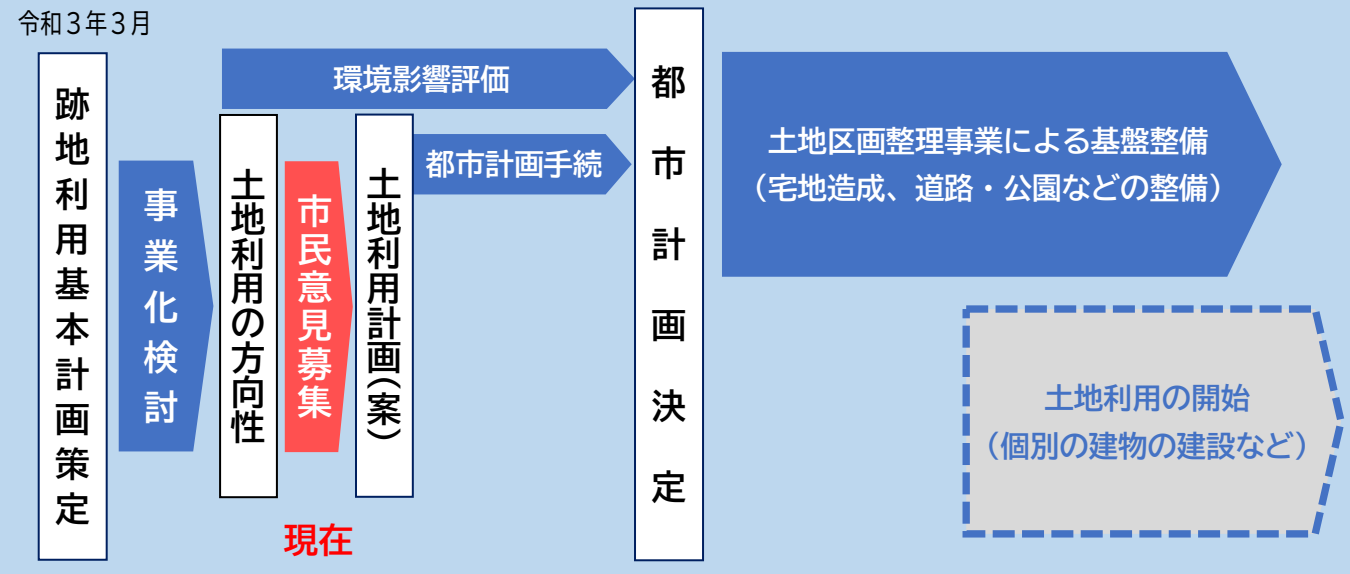
電話：671-2472 Fax：663-2318

E-mail：tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp

目標スケジュール

令和7年度～令和9年度

令和10年度以降～



※ 現時点の想定であり、確定したものではありません。

意見募集の概要

受付期間	令和7年10月20日(月) から 令和7年11月19日(水) まで	
	横浜市電子申請・届出システム	電子メール、FAX、郵送
ご意見の 提出方法	横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力フォームへアクセスし、ご入力ください。	年代、住所（市、区、町名まで）、土地利用の方向性へのご意見を記載いただき、お送りください。 書式は問いません。
	右の二次元コードからアクセス または 根岸住宅地区の跡地利用 で検索 入力フォーム	【送付先】 電子メール：tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp FAX：045-663-2318 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市 都市整備局 基地対策課 根岸担当 宛 (令和7年11月19日消印有効)

- ・お寄せいただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
- ・ご意見の概要は、横浜市の考え方と併せて、個人情報を除き、後日、市のホームページで公表します。
- ・お電話での受付や、ご意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に伴い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

問合せ先

横浜市 都市整備局 基地対策課 根岸担当

電話：045-671-2472 FAX：045-663-2318

電子メール：tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp

右の二次元コードからアクセス
または

根岸住宅地区の跡地利用
で検索



横浜市基地対策課
ホームページ

米軍 根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性 みなさまのご意見を募集します

募集期間

令和7年10月20日(月) から 令和7年11月19日(水) まで

根岸住宅地区は、昭和22年に接收された中区、南区、磯子区にまたがる米軍施設であり、金沢区にある八景島の約2倍の広さがあります。平成16年には日米間で返還方針が合意され、現地では施設の撤去がほぼ完了し、返還に向けた準備が進んでいます。

当地区では、「根岸住宅地区跡地利用基本計画(令和3年3月)」を策定してきましたが、当地区を最有力候補地としていた横浜市立大学附属2病院・医学部等の再整備について、病院は別の浦舟地区に整備する方針に見直しが行われました。

そのため、こうした状況の変化を捉え「土地利用の方向性」をとりまとめましたので、みなさまのご意見をお伺いします。

- ・現在は、骨格となる道路と3つの土地利用ゾーンを定めている段階です。この内容について、ご意見をいただき、今後、詳細を決めていきます。
- ・道路や身近な公園等の公共施設の整備や宅地の造成が必要となるため、土地区画整理事業により基盤整備を進めていきます。その後に個々の敷地で建物建設が行われていきます。

根岸住宅地区の概要



面積：約43ha（米軍提供面積）
現在の都市計画：第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、準防火地域、第三種風致地区

根岸住宅地区の現況

みなとみらい地区や遠く富士山が望める高台に位置し、外国人居留地の歴史を伝え、文教施設が集積する山手地区とつながる、緑豊かな根岸森林公園に隣接しています。



土地利用の方向性

駅や各方面からのアクセスを想定し、骨格となる道路と緑のネットワークを配置します。

土地利用は、地区の中央にセンターゾーンを配置することとし、その周りに住宅地等ゾーンを配置します。また、根岸森林公園に隣接する部分については、既存の根岸森林公園と一体的に利用できるように森林公園ゾーンを配置します。

道路と緑のネットワーク

- ・周辺の骨格道路と接続する道路ネットワークを形成する。
- ・周辺の密集市街地の防災力向上につながるアクセスを確保する。
- ・緑や景観を楽しみながら回遊できる、緑の回廊ネットワークを形成する。

センターゾーン

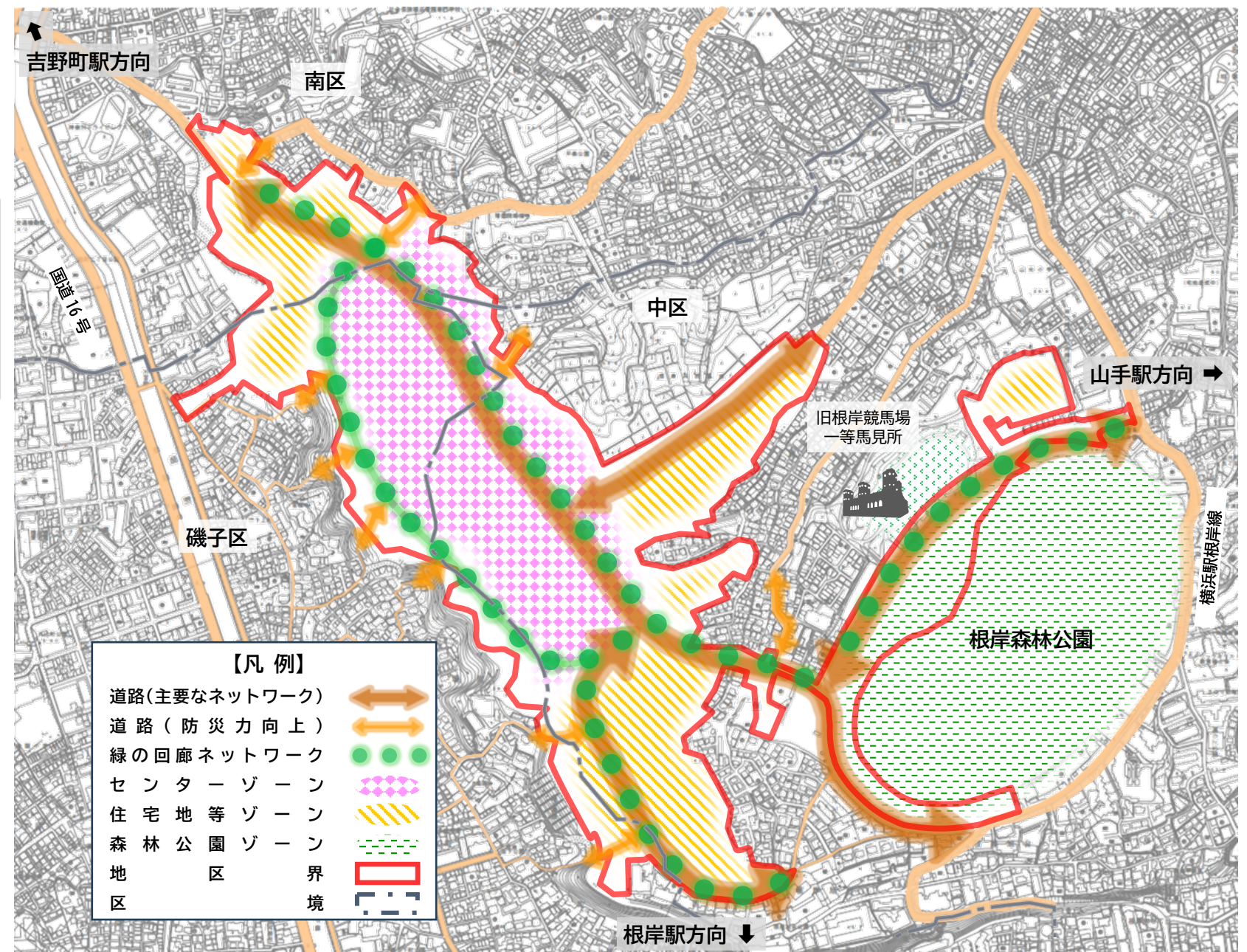
- ・横浜市立大学の医学部を核に、これと連携した研究施設などを誘致し、医療や健康をテーマとしたまちづくりを目指す。
- ・商業、子育て施設などの生活利便施設や、公園などの公共公益施設を配置し、地区内や周辺の利便性を高めるとともに、様々な人の交流や賑わいづくりを進める。

住宅地等ゾーン

- ・高台からの眺望を生かし、良好な住環境の形成を目指す。
- ・景観に配慮した特徴的な街並みを有し、ゆとりある質の高い住宅を誘導する。

森林公園ゾーン

- ・根岸森林公園を拡張する。
- ・隣接の一等馬見所の保全・活用などと連携し、観光スポットとしても魅力ある憩いの場づくりを進める。



令和 7 年度 中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！
第 5 期計画 区民意見募集の実施について

平素より、中区の福祉保健行政の推進に御協力を賜りありがとうございます。

さて、中区では地域の人々がお互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して健やかに暮らしていけるまちを目指し、「中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！」（区計画・地区別計画）を策定・推進しています。

このたび、次期計画（第 5 期計画：令和 8 年度～令和 12 年度）素案を作成いたしました。また、内容確定に向けて広く皆さまからの御意見をお聞きするため、区民意見募集を実施いたします。

つきましては、第 5 期計画素案を御確認いただき、計画に盛り込むべき視点や、気になる点等ございましたら御意見・アイデアをお寄せいただくとともに、区民意見募集についての周知に御協力いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

《区民意見募集の概要》

- ・ 期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）～11 月 21 日（金）
- ・ 対象 中区在住・在勤・在学の小学生以上
- ・ 素案の配布場所 区役所、区福祉保健活動拠点なかふく、地域ケアプラザなど
- ・ 意見提出方法 区 Web ページ（電子申請）、FAX、E メール、回収ボックス

※回収ボックス設置場所等の詳細は、素案概要版もしくは区 Web ページで御確認ください。

（計画素案（全文）も区 Web ページにて御覧いただけます）



《参考：第 5 期計画確定に向けたスケジュール（予定）》

令和 7 年 10 月 素案公表・区民意見募集

令和 8 年 1 月～ 区計画内容確定

（地区別計画（全 13 地区）についても、各地区において並行して策定作業を進めています）

2 月 17 日（火） 社会福祉大会・中なかいいネ！発表会

※中なかいいネ！発表会にて、第 5 期計画を公表予定です。

チラシができ次第、別途御案内しますので、ぜひ御参加ください。

担当：中区福祉保健課事業企画担当

福田、小川、木城

電話：224-8331

FAX：224-8157

メール：na-iineplan@city.yokohama.lg.jp

いけん だ かた
意見の出し方

つぎ ほうほう えら いけん おく
次の方法から1つ選んで意見を送ってください。

でんししんせい
電子申請
フォーム

けいたいでんわ
携帯電話・スマートフォン・パソコンで送ってください。
みぎ にじげん いけん おく
(右の二次元コードから意見を送ることができます。)



FAX

045-224-8157

Eメール

na-iineplan@city.yokohama.lg.jp

かいしゅう
回収BOX

そあん お ばしょ かいしゅう いけんようし
素案を置いてある場所に、回収ボックスがあります。※意見用紙もあります。

けいかく そあん くわ ないよう よ
計画の素案について、詳しい内容を読むことができます

◆ホームページにのっています

🔍 第5期 中なかいいネ！ 🔍 検索

◆つぎの場所で見ることができます

なかくやくしよ ほんかん そうごうあんない
・ 中区役所 本館 1階 総合案内
べっかん てんじ
別館 1階 展示スペース
こうれい しょうがいしえんか
5階 高齢・障害支援課
ふくしほけんか
4階 福祉保健課

なかくふくしほけんかつどうきょてん
・ 中区福祉保健活動拠点なかふく

なかくちいき しんやました ふろうちよう むぎた ほんもくはら みのさわ ほんもくわだ
・ 中区地域ケアプラザ(新山下・不老町・麦田・本牧原・蓑沢・本牧和田)

ちゅういじこう
注意事項

あつ いけん こんご けいかくさくてい さんこう
◆集めた意見は、今後の計画策定の参考とさせていただきます。

いけん とう の
◆意見はホームページ等に載せることがあります。

いけん たい こべつかいとう りようしやう
◆意見に対する個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

こじんじょうほう てきせい かんり けいかくさくていいがい もくてき しょう
◆個人情報適正に管理し、計画策定以外の目的には使用しません。

よこはましなかくやくしよ しやかいふくしほうじんよこはましなかくしやかいふくしきょうぎかい
横浜市中区役所 社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会

なかくちいき しんやました ふろうちよう むぎた ほんもくはら みのさわ ほんもくわだ
中区地域ケアプラザ(新山下・不老町・麦田・本牧原・蓑沢・本牧和田)

みな いけん き
皆さんの意見をお聞かせください！

だい 5 き なかくちいきふくしほけんけいかく
第5期中区地域福祉保健計画(令和8～12年度)

なか
中なかいいネ！素案

く み ん い け ん ぼ し ゆ う
区 民 意 見 募 集

令和7年 10月20日(月)～11月21日(金)

なか
「中なかいいネ！」は
ちいき ひと す な ちいき
地域の人がおたがいにささえあいながら、だれもが住み慣れた地域で
あんしん すこ く
いつまでも安心して健やかに暮らしていけるまちをめざして、
なかく す ひと はたら ひと ひと きょうりよく すす けいかく
中区に住む人・働く人・すべての人が協力して進めていく計画だよ！



いけんぼしゅう たいしやうしや
意見募集の対象者

なか 区 { す ひと
に住んでいる人
はたら ひと
で働いている人
がっこう かよ ひと しょうがくせいじょう
の学校に通っている人(小学生以上)

いけん か かた
意見の書き方

いけん だ かた
意見の出し方は
さいご
最後のページを
みてね！



たいしやうしや す はたら がっこう かよ
◆対象者のうちどれか(住んでいる・働いている・学校に通っている)

す つと がっこう ちやうめい なかく
◆お住まい・お勤め・学校がある町名：中区()

ねんだい だい いか
◆年代：10代以下 20代 … 70代 80代以上

いけん き
◆意見を聞かせてほしいこと

- なか とりくみ きたい
・中なかいいネ！の取組に期待すること
- けいかく ほうこうせい ちいきかつどう ほん はしら とりくみ してん
・「計画の方向性」「地域活動の2本の柱」「3つの取組の視点」について
- なかく みんな す まち ひつよう
・中区を皆が住みやすい町にするために必要なこと
- た そあん し
・その他(素案のわからないところ、もっと知りたいところ、
「こんな町になるといいな」というアイデア など)

第5期計画の方向性

これまで掲げてきた地域活動の2本の柱「えん結び」「元気いっぱい」を、第5期計画においても継続します。

地域活動が目指すもの



地域の見守り力を高める

「えん結び」

お互いに関心を持ち、

暮らしの困りごとの解決に取り組みます



○あいさつや声かけから、気軽に話し合える関係を広げます

○こどもの健やかな育ちを地域で応援します

○暮らしの困りごとは人それぞれ。立場や背景、価値観の違いを知り、地域の中で誰もが支え合える関係になります

健康づくりの

「元気いっぱい」

みんなでこころとからだの

健康づくりに取り組みましょう

○体を動かし人と交流することで心身の健康を保ちましょう

○身近な場所で、誰もが自由に参加できる活動にしましょう

○一人ひとりの得意分野を生かし、「できること」を探してみよう



人財 仲間を増やす

交流 することで気づく

情報 による動機づけ

地域活動における「3つの取組の視点」

「えん結び」と「元気いっぱい」の地域活動の2本の柱を軸に、2本の柱を育むための「3つの取組の視点」を示します。

視点1 誰もが支え合う共生社会

- こどもの声を聴き、健やかな育ちをみんなで応援！こどもの居場所や活躍の場をつくろう
- 障害について理解を深め、交流する機会をふやそう
- 国籍やルーツによらず誰もが助け合い、交流できる地域にしよう
- 立場や背景、価値観など一人ひとりの多様性を尊重しよう

視点2 多様なつながりで安心の輪を広げる

- 身近なつながりから、お互いに見守り見守られ、困りごとに気づき、支え合う地域にしよう
- 地域住民×事業者×専門職で暮らしを支えるサービスや制度を必要な人に届けよう
- デジタル×アナログで地域活動の情報発信力を高めよう
- 日頃のつながりづくりを通して災害時にも助け合う地域をつくろう

視点3 愛着心を育み、住み続けたいと思える地域づくり・人づくり

- 長い歴史があり、文化・経済活動も活発な中区の良さを大切に地域活動の価値をみんなで分かち合おう
- 「仲間」と「場」こそ心身の健康の源！地域活動を通じて元気づくりを進めよう
- 子どもたちが地域を身近に感じられるように活動を進めよう
- 13の地区で、みんなが地域に愛着を感じながら活動を展開できるよう、対話と学びで「中なかいいネ！」を進めよう



3つの視点を意識すると、地域活動の価値を再発見したり、内容をより良いものに工夫したり、新たな担い手を巻き込める可能性が高まると思うよ！

横浜市地域福祉保健計画キャラクター
「ちふくちゃん」

自治会町内会長 各位

中区こども家庭支援課長
稲葉 房子

中区児童虐待防止啓発チラシの掲出について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当課の保健福祉業務に、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

児童虐待の早期発見と早期支援、再発防止のためには、子どもとその家族に関わる関係者をはじめ、地域の方々の気づきや支援が欠かせません。

11 月は児童虐待防止推進月間であり、児童虐待防止について広く区民の皆様に関心を持っていただけるよう周知チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出をお願い申し上げます。

- 1 依頼内容
中区児童虐待防止啓発チラシの掲示板への掲出
- 2 掲出希望期間
チラシ到着から令和 7 年 11 月 30 日（日）まで

【お問い合わせ先】
中区こども家庭支援課
鈴木 三浦 太幡
電話 2 2 4－8 3 4 5
FAX 2 2 4－8 1 5 9

気^きづいて
ください

こどもの小さなSOSを見逃さないで



STOP  **こども虐待**
中区こども家庭支援課

横浜市こども虐待防止キャラクター「キャッピー」



045-224-8345

秘密は守ります。匿名でもかまいません。

よこはま子ども虐待ホットライン



0120-805-240

かながわ子ども家庭
110番相談LINE



自治会町内会長 各位

中区総務課長 大木 靖博

中区人権啓発講演会のチラシ掲出について（依頼）

日頃から、人権事業にご理解・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、区民の皆様到人権意識をより高く持っていただくために、中区人権啓発講演会を実施します。

つきましては、次のとおり実施いたしますので、自治会町内会の掲示板への掲出の御協力をお願いいたします。

【中区人権啓発講演会概要】

- 1 実施日時
令和 7 年 12 月 18 日（木）13：30～15：30（13：00 開場）
- 2 実施場所
横浜市開港記念会館 6 号室（横浜市中区本町 1 丁目 6 番地）
- 3 内容
「多文化共生」をテーマになか国際交流ラウンジ職員等を講師にお迎えし、ご講演いただきます。
- 4 申込
電子申請・届出システム又は FAX にて申込。（先着 70 名）

【掲出希望期間】

令和 7 年 11 月 11 日（火）から令和 7 年 12 月 11 日（木）まで

担当：中区役所総務課 佐々木・新井
TEL：045-224-8114 FAX：045-224-8109
e-mail：na-shomu@city.yokohama.lg.jp

＼ みんなヨコハマ中区人（なかくじん） /

多様性のなかで、共に暮らす

中区では約8人に1人が外国人住民（2025年3月末）。

文化や価値観の違いを理解し、互いに認め合い、

ともに安心して暮らせる地域を目指すうえで大切なことは？

外国につながる人の経験等を通して、多文化共生のあり方を一緒に考えましょう。

講師

公益財団法人横浜市国際交流協会

なか国際交流ラウンジ館長 藤井 美香 氏

多文化共生推進課 王 慶紅 氏

☆ほかに外国籍の方にもご登壇いただきます

日時

令和7年**12月18日**（木）13:30～15:30（13:00開場）

定員

先着**70名**

事前申込制・入場無料

会場

横浜市開港記念会館6号室

（横浜市中区本町1丁目6番地）

申込

令和7年11月11日（火）から

令和7年**12月11日**（木）まで

電子申請システム又はFAXにてお申し込みください。

お申込みは

＼ はこちらから /



問合せ先

横浜市中区役所総務課



045-224-8114



045-224-8109



na-somu@city.yokohama.lg.jp

\ みんなヨコハマ中区人（なかくじん） /

多様性のなかで、共に暮らす

F A Xによる参加申込書

氏名 (ふりがな) ※申込者全員	
電話番号	
E-mail	
住所	
配慮事項	☐ 車いすスペースの利用
	☐ 手話通訳の希望
	☐ 一時託児希望 ①子供の人数 _____ 人 ②子供の年齢 ____歳__か月、__歳__か月、__歳__か月

※本講演会の開催にあたり収集した個人情報は、講演会の実施以外の目的では使用しません。

講師への質問があればご記入ください。

問合せ先

横浜市中区役所総務課

☎ 045-224-8114 📠 045-224-8109

✉ na-somu@city.yokohama.lg.jp

感震ブレーカー設置及び家具転倒防止対策の経過報告と さらなる推進について【周知依頼】

1 趣旨

5月の区連会において、震災後の電気が原因となる火災（通電火災）の防止を目的とした、感震ブレーカー及び家具転倒防止器具に関する補助制度について総務局から御説明いたしました。皆様に御協力いただきましたおかげで、区内の多くの方にお申し込みいただいております。改めて深く御礼申し上げます。

今回は、9月末現在の申込状況を御報告いたします。本事業は令和8年1月末まで申し込みを受け付けておりますので、引き続き地域での周知に御協力いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単会内で周知をお願いします。

3 9月末現在の申し込み状況

器具名	市内申込数	中区内申込数	中区割合
感震ブレーカー	2,642 世帯	521 世帯	19.7%
家具転倒防止器具	215 世帯	17 世帯	7.9%

※家具転倒防止器具は、高齢者・障害者等のみで構成される世帯が対象

4 器具代が全額補助となる町丁目

次の町丁目は、特に延焼火災の危険性が高いエリア（重点対策地域）であるため、器具代が全額補助となります。（それ以外の地域は半額補助となります。）

赤門町1丁目、上野町1～3丁目、大芝台、大平町、柏葉、北方町1～2丁目、鷺山、竹之丸、立野、千代崎町1～4丁目、寺久保、西竹之丸、西之谷町、初音町1～3丁目、英町、本郷町1～3丁目、本牧荒井、本牧町1～2丁目、本牧満坂、本牧緑ヶ丘、簗沢、麦田町2～4丁目、矢口台、山手町、大和町1～2丁目、山元町1～4丁目

5 チラシについて

中区総務課においてチラシの御用意が可能です。イベント等での配布や回覧等に御協力いただける場合は、担当までチラシの種類（感震ブレーカーor 家具転倒防止器具、冊子 or 1 枚もの）と部数をお知らせいただけると幸いです。（自治会町内会以外の団体からの御要望も承ります。）

中区総務課防災担当
担当 高橋、堀口、浅井
電話 045-224-8112 /FAX 045-224-8109
メール na-bousai@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！

重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

↓ 折り線①

9408790

新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社
行

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

→ 折り線④

↑ 折り線②

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。



そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の
制度を
Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4 ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

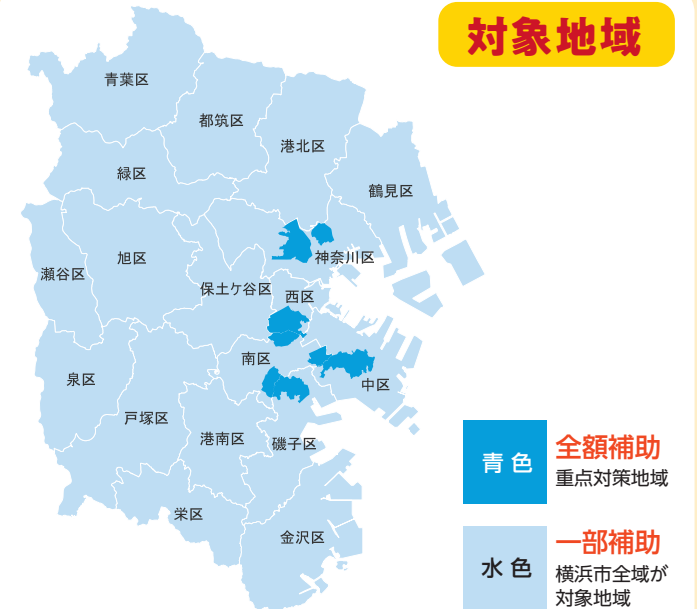
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件（先着順）

対象地域



重点対策地域とは？

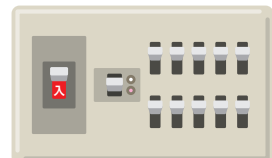
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

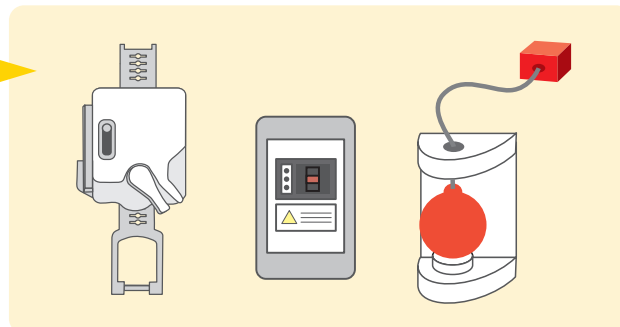
● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 ● 南区	大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目 ● 磯子区
旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目	赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 ● 中区	● 磯子区 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目	大岡1丁目 大岡2丁目

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか？

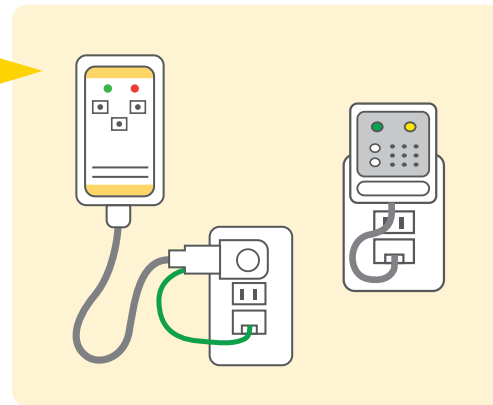


分電盤



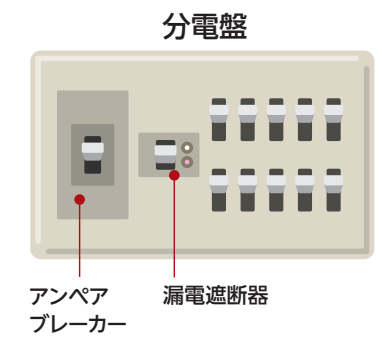
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか？



器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55		縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 111× 横 30× 奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)		申請者負担額 1,700円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体 を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。 おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセント に差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。		・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差し込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100V のコンセントに差し込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

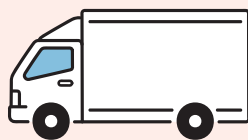
申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
 - 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
 - 届いた器具をご自身で取付けしてください。
- ※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

☐ 器具配送

☐ 器具 + 器具取付

(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

☐ ヤモリ.....1,800 円

☐ Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円

☐ ヤモリ・デ・セット.....2,700 円

☐ Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円

☐ スイッチ断ボール.....1,700 円

取付希望日 (取付支援を 選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望 時間帯	☐ 午前 9時～12時	・	☐ 午後 12時～18時
--------------------------	------------------------	-------------	---------------------------------------	---	--

3. 同意事項(同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは **補助** があります！

重点対策地域は **全額補助**！それ以外の地域は **一部補助** します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認

Step 2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



← 器具代金、制度の詳細は
「横浜市HP」を確認！

感震ブレーカー コールセンター

☎ 0120-993-918



横浜市の制度

ご自宅に感震ブレイカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は 感震ブレイカーの器具代を 全額補助します

対象商品 感震ブレイカー（対象器具は横浜市HPIにてご確認ください）

申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の 方は感震ブレイカーの器具代を 一部補助します

対象商品 感震ブレイカー（対象器具は横浜市HPIにてご確認ください）

申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 器具によって異なります。横浜市HPIにてご確認ください。

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

ア. 65歳以上

イ. 身体障害者手帳の交付を受けている

ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている

エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

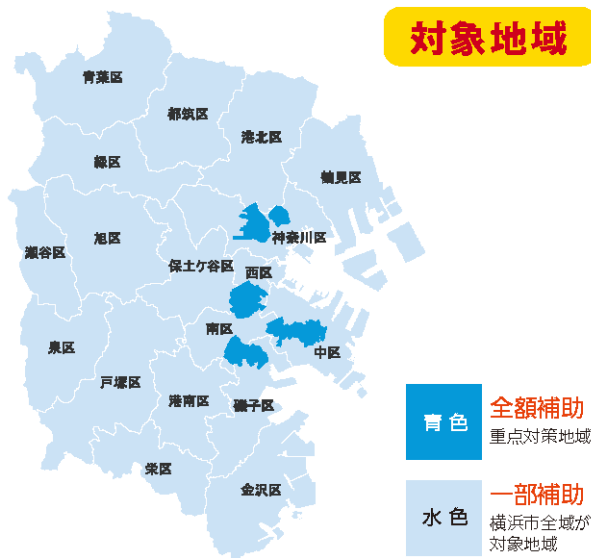
オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている

カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については
イ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000件（先着順）

対象地域



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区	●西区	千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧溝坂 本牧緑ヶ丘	大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目
旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目	赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町	●中区 赤門町1丁目 上野町1丁目 上野町2丁目 上野町3丁目 大芝台 大平町 柏葉 北方町1丁目 北方町2丁目 鷺山 竹之丸 立野	●磯子区 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目

申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに

横浜市総務局地域防災課

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 さらに! 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3
横浜市家具転倒防止対策助成事業
横浜事業者
受託事業者
株式会社アイリスプラザ
ユニティ狛江店 行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

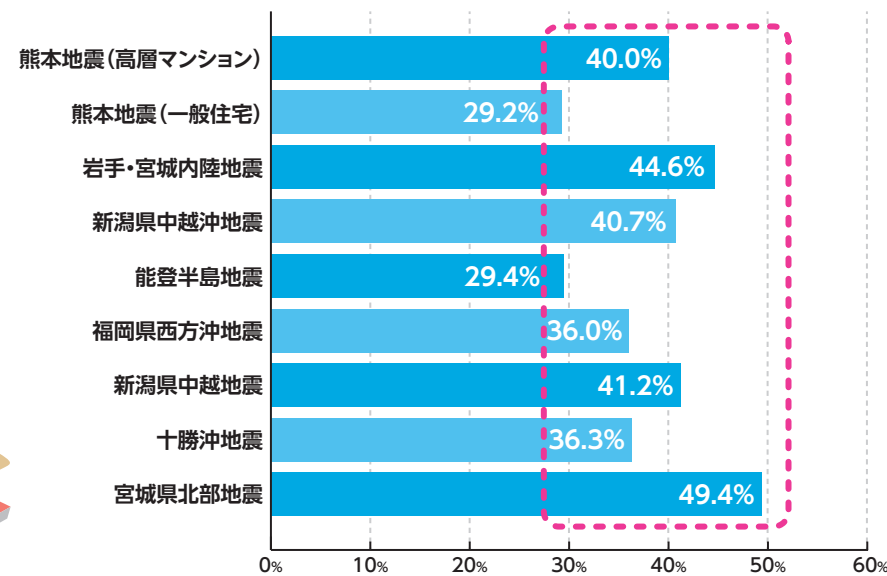
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

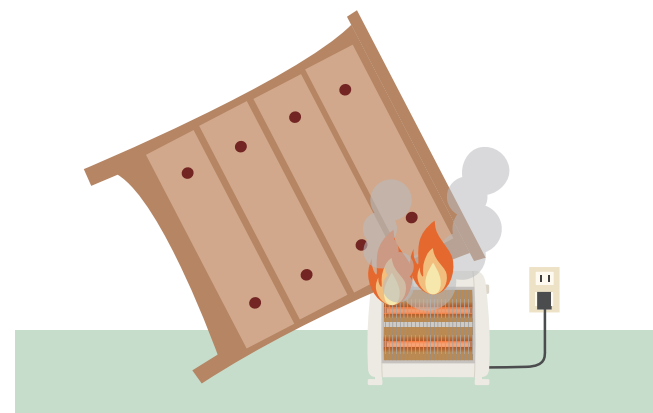


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

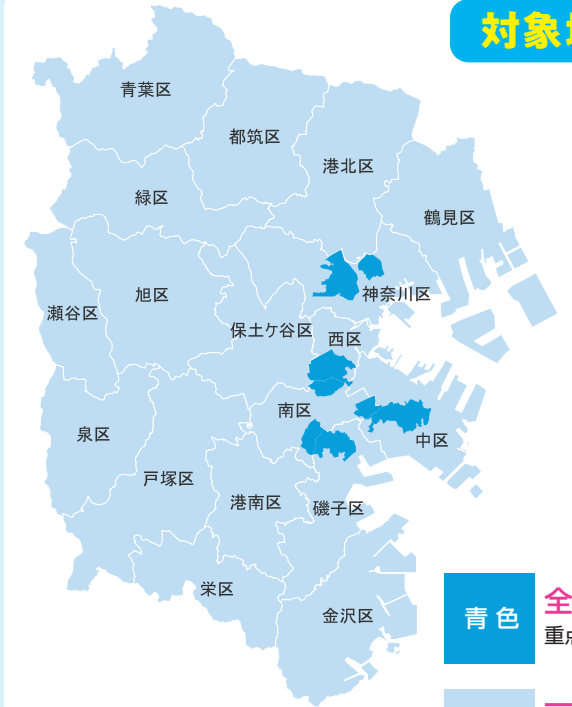
対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで

対象地域



青色 全額補助
重点対策地域

水色 一部補助
横浜市全域が対象地域

重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区

旭ヶ丘
浦島丘
神大寺1丁目
神大寺4丁目
栗田谷
斎藤分町
白幡上町
白幡仲町
白幡西町
白幡東町
白幡南町
白幡向町
中丸
西大口
西神奈川3丁目
二本榎
白楽
平川町
広台太田町
松本町1丁目
松本町2丁目
松本町3丁目

松本町4丁目
三ツ沢上町
三ツ沢下町
三ツ沢中町
六角橋2丁目
六角橋3丁目
六角橋4丁目
六角橋5丁目
六角橋6丁目

●西区

赤門町2丁目
伊勢町1丁目
伊勢町2丁目
伊勢町3丁目
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目
中央2丁目
西戸部町1丁目
西戸部町2丁目
西戸部町3丁目

西前町2丁目
西前町3丁目
浜松町
東久保町
藤棚町1丁目
藤棚町2丁目
元久保町

●中区

赤門町1丁目
上野町1丁目
上野町2丁目
上野町3丁目
大芝台
柏葉
北方町1丁目
北方町2丁目
鷺山
竹之丸
立野
千代崎町1丁目
千代崎町2丁目
千代崎町3丁目

千代崎町4丁目
寺久保
西竹之丸
西之谷町
初音町1丁目
初音町2丁目
初音町3丁目
英町
本郷町1丁目
本郷町2丁目
本郷町3丁目
本牧荒井
本牧町1丁目
本牧町2丁目
本牧満坂
本牧緑ヶ丘
簗沢
麦田町2丁目
麦田町3丁目
麦田町4丁目
矢口台
山手町
大和町1丁目

大和町2丁目
山元町1丁目
山元町2丁目
山元町3丁目
山元町4丁目

●南区

大岡1丁目
大岡2丁目
大岡3丁目
庚台
唐沢
山谷
清水ヶ丘
中村町1丁目
中村町2丁目
中村町3丁目
西中町4丁目
八幡町
伏見町
平楽
南太田1丁目
三春台
若宮町1丁目

若宮町2丁目
若宮町3丁目
若宮町4丁目

●磯子区

磯子8丁目
岡村1丁目
岡村2丁目
岡村3丁目
岡村4丁目
岡村5丁目
岡村6丁目
滝頭1丁目
滝頭2丁目
滝頭3丁目
中浜町
久木町
広地町
丸山2丁目

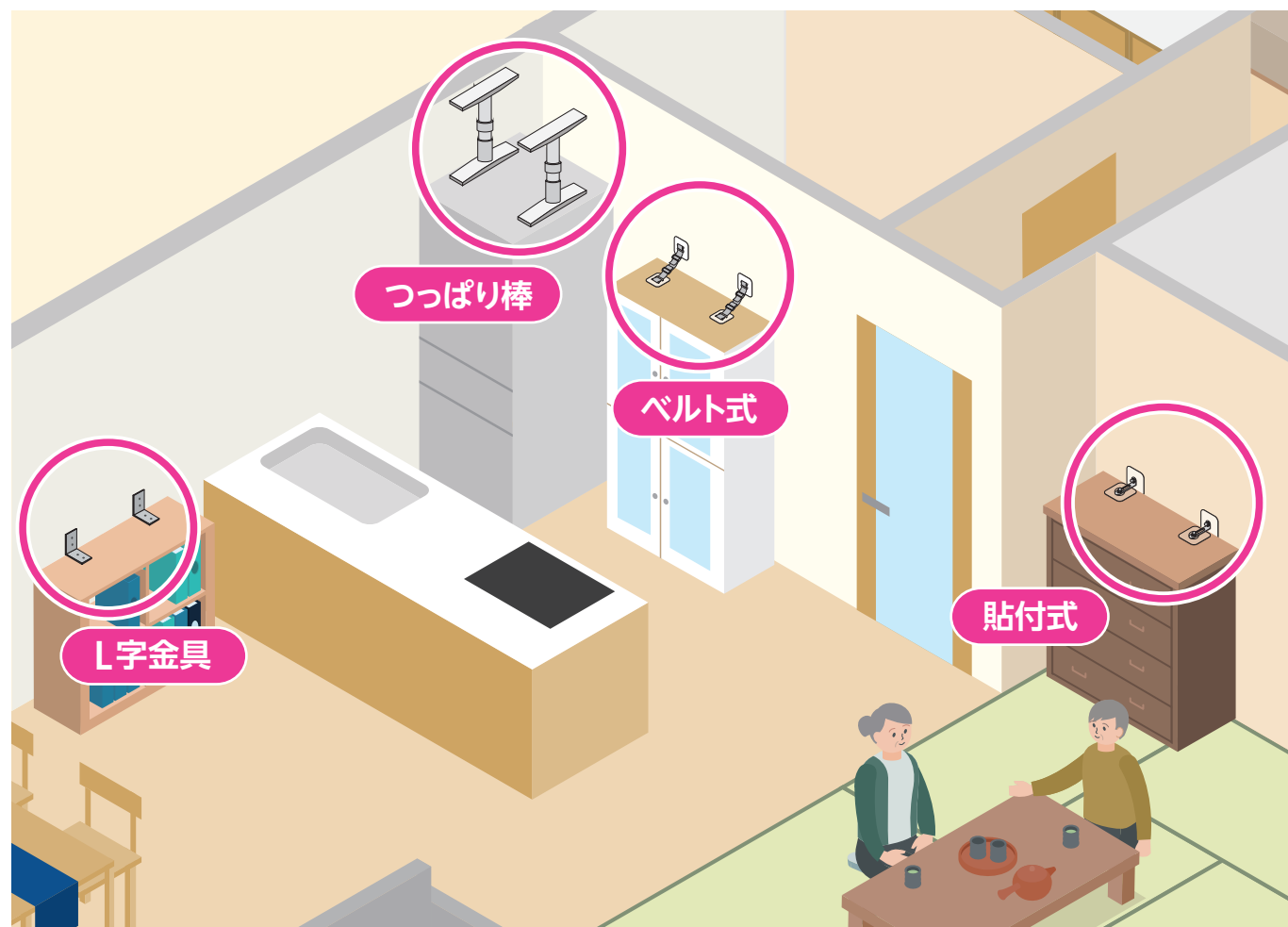
Step1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- | | | |
|--|--|---|
| ア
65歳以上 | イ
身体障害者
手帳の交付を
受けている | ウ
愛の手帳
(療育手帳)の交付
を受けている |
| エ
精神障害者
保健福祉手帳の
交付を受けている | オ
介護保険法による
要介護、又は要支援
の認定を受けている | カ
中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳
以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度
対象となりません。 |

Step2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は**2つ**までとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



注意

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つかっぱり棒		重点対策地域の方 無償	家具と天井の隙間に取り付けるタイプです。 ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小: 850 円(税込)／個(セット) 中: 935 円(税込)／個(セット) 大: 1,045 円(税込)／個(セット)	
L型金具		重点対策地域の方 無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。 軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 770 円(税込)／個(セット)	
ベルト式		重点対策地域の方 無償	壁側にネジで固定します。 壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880 円(税込)／個(セット)	
貼付式		重点対策地域の方 無償	耐震ゲルマットを使用します。 免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		重点対策地域以外の方 1,320 円(税込)／個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法



郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信



電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。



取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合がありますため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3

TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） <u>同居者全員</u> がいずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切
り
取
り
線